

木簡研究

第一二號

木簡研究

第一二號



木
竹
学
会

題字 藤枝 晃 刻

目 次

卷 頭 言……………田 中 琢……………i

一九八九年出土の木簡……………1

概 要……………館 野 和 己……………1

凡 例……………波 辺 晃 宏……………7

奈良・平城京跡……………西 崎 卓 也……………25

奈良・平城京左京一条四坊十一坪……………森 公 章……………26

奈良・薬師寺……………森 公 章……………27

奈良・西大寺……………橋 本 義 則……………29

奈良・藤原宮跡……………橋 本 義 則……………30

奈良・藤原京跡……………橋 本 義 則……………31

奈良・山田寺跡……………清 水 眞 一……………33

奈良・上之宮遺跡……………龜 田 博・和 田 幸……………35

奈良・飛鳥京跡……………國下多美樹・秋山浩三……………38

京都・長岡京跡(1)……………山 中 章・清 水 み き……………38

京都・長岡京跡(2)……………土 橋 誠……………41

京都・長岡京跡(3)……………百 瀬 正 恒……………50

京都・平安京左京三条三坊十六町……………長 戸 満 男……………55

京都・平安京西市外町……………菅 田 薫……………57

京都・平安京右京六条一坊十三町……………梅 川 光 隆……………59

京都・平安京右京七条二坊十四町……………久 世 康 博……………60

京都・久田美遺跡……………吉 岡 博 之……………61

大阪・大坂城跡(1)……………佐 久 間 貴 士……………63

大阪・大坂城跡(2)……………佐 久 間 貴 士……………64

大阪・大坂城跡(3)……………宮本佐知子・南 秀 雄・黒田慶一……………67

大阪・上清滝遺跡……………森 毅・鈴木秀典・伊藤 純……………67

……………松尾 信裕・中川信作・鳥居信子……………67

……………村上 始・野島 稔……………76

大阪・日饅莊遺跡 入江 正則 80 滋賀・木部遺跡 德網 克己 107

大阪・上町遺跡 重金 誠 82 滋賀・虫生遺跡 辻 広志 108

大阪・小曾根遺跡 森 幸三 85 滋賀・筑摩御遺跡 中井 均 109

兵庫・森北町遺跡 川口 宏海 87 群馬・園分境遺跡 麻生敏隆・高島英之 111

兵庫・但馬園分寺跡 加賀美 省一 89 福島・門田糸風御跡 平野 幸伸 113

兵庫・砂入遺跡 渡辺 昇 91 岩手・胆沢城跡 佐久間 賢 115

兵庫・嶋遺跡 渡辺 昇 92 秋田・秋田城跡 日野 久 117

兵庫・山国・源ヶ坂遺跡 森下 大輔 93 富山・辻遺跡 山崎 典子 122

兵庫・上瀧野・宮ノ前遺跡 森下 大輔 95 新潟・寺前遺跡 赤羽 正春 124

愛知・清洲城下町遺跡 鈴木 正貴 97 鳥取・天神山遺跡 中村 徹 125

静岡・川合遺跡八反田地区 佐藤 正知 100 岡山・百間川原尾島遺跡 岡本 寛久 127

東京・多摩ニュータウン遺跡群 石井則孝・竹花宏之 101 山口・周防国府跡 下津間 康夫 130

(No.107遺跡) 辻 広志 103 大林 達夫 135

滋賀・西河原森ノ内遺跡 101

一九七七年以前出土の木簡 (二二) 寺崎 保広 137

奈良・平城宮跡 (第三五次)

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって.....山尾 幸久 139

木簡類による和名抄地名の考察——日本語学のたちばから.....工藤 力男 169

凡 例

- 一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および積文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。
- 一、原稿の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。
- 一、積文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」等については正字体を使用し、異体字は「芥」「芥」「芥」「林」等についてのみ使用した。
- 一、積文下段のアラビア数字は木簡の長さ・幅・厚さを示す（単位はミリメートル）。欠損している場合は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。
- 一、積文に加えた符号は次の通りである（六頁第一図参照）。
 - 「**┌**」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す。
 - 「**└**」 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。
 - 「**◡**」 抹消した文字であるが、字面のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。
 - 「**○**」 穿孔のあることを示す。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字のつづくことが内容上推定されるが、折損等により文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

校訂に関する注で、原則として釈文の右傍に付し、

本文に置き換えるべき文字を含む場合。

編者が加えた注で疑問の残るもの。

文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損等により直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかった場合、行末・行初につけたもの。

図版に写真の掲載されているもの。

一、地形図は原則として国土地理院発行の五万分の一地形図を使用し図名を（ ）内に示した。地図中の▼は木簡の出土地点を示す。

一、釈文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形跡を示し、

○きの一五型式からなる（六頁第2図参照）。

011型式 短冊型。

012型式 短冊型で、側面に孔を穿ったもの。

013型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

014型式 小形矩形のもの。

015型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

016型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

017型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

018型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

019型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

020型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

021型式 長方形の材の一端を尖らせたものであるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

022型式 用途の明確な木製品に墨書のあるもの。

023型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

024型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

025型式 削屑。

026型式 削屑。

027型式 削屑。

028型式 削屑。

029型式 削屑。

030型式 削屑。

031型式 削屑。

032型式 削屑。

033型式 削屑。

034型式 削屑。

035型式 削屑。

町遺跡調査研究所「草戸千軒—木簡一」を参照されたい。なおその他の中・近世木簡については以上の型式番号に適合しないものが多いので、注記を省略したものもある。

「下野倭人安万呂
行夜使仍注状故移」

×位下野倭人安万呂
×行夜使仍注状故移」

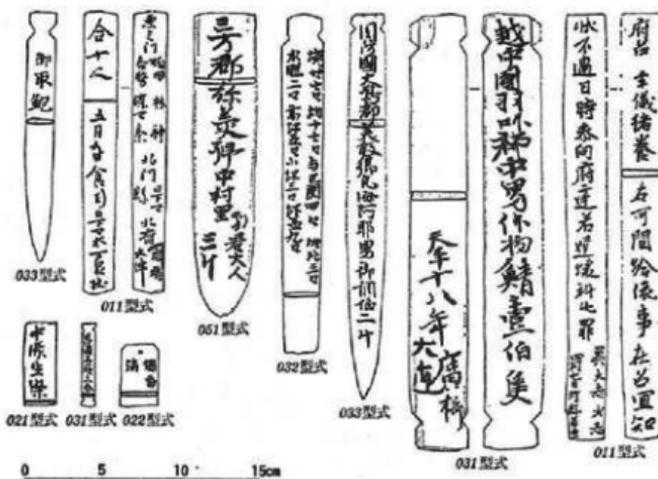
「泉進上材十二条中 又八条×
縮一条×
武藏國男衆郡余戸里大賢殿一斗天平十八年十一月」

「請飯藏部一人 舍人十七人
史生一人 右依例所請如件」

「請飯藏部一人 舍人十七人
史生一人 右依例所請如件」

「請飯藏部一人 舍人十七人
史生一人 右依例所請如件」

第1図 木簡釈文の表記法



第2図 木簡の形態分類

奈良・平城京跡

- 1 所在地 奈良市法華寺町・二条大路南一丁目
- 2 調査期間 東二坊二条大路 一九八九年(平一)四月～五月・七月～九月、東二坊坊間路西側溝 一九八九年三月～五月・一九九〇年一月～三月、左京三条二坊八坪 一九八九年五月～六月、左京二条二坊五坪 一九八九年九月～一〇月、左京三条二坊一坪 一九八八年一月～一九八九年三月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 町田 章
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 平城京跡の調査では、一九八八年(昭63)八月～九月の「長屋王家木簡」の発見以降、東二坊坊間路西側溝や二条大路上の東西溝などから大量の木簡の発見が相次いでいる。これらは発掘面積が広いため、調査が数次にわたり、年度を越えたものもあるが、ここでは原則として対象を一九八九年度の調査に限定して遺構ごとに報告する

こととし、その上でこれまでの調査で得られた成果を概括することにした。

なお、ここで報告する木簡は、関係文献等で既に公表されているものから、木簡群の性格を特徴づけるものを抜粋したものである。「長屋王家木簡」「二条大路木簡」の他の多くの木簡の積文、及び遺構の詳細については、関係文献を参照されたい。

一 東二坊二条大路の調査

(第一九八次調査B区・第二〇〇次補足調査・第二〇四次調査)

本調査はアパート建設に先立つもので、今年度は左京三条二坊一・二・七・八坪からその北の東二坊二条大路、さらに東院南方遺跡の一郭の二条二坊五坪へとその範囲を拡げた。昨年度の調査(第一九三次調査B区・第一九七次調査・第二〇〇次調査で、八坪の北側の二条大路南端の東西溝SD五一〇〇(従来SD一六〇と仮称してきたもの)から大量の木簡が出土し、その一部は既に前号で報告した。

SD五一〇〇は八坪の北側に沿って、東二坊坊間路西側溝SD四六九九(従来SD〇二と仮称してきたもの)の西一・二mのところから旧長屋王邸の北門の前(二坪と八坪の境)まで続く、幅二・六m、深さ〇・九m、長さ約一二〇mの溝状の土坑である。堆積は四層に分かれ、木簡は上から三層めの木屑層を中心に下三層から出土した。今年度はこれまで工事用プレハブ直下で発掘不可能だった部分を調査した(第二〇〇次補足調査)。これによりSD五一〇〇は、市道の下

で発掘不可能な部分を除きほぼ完掘したことになる。出土点数は、後述のSD五三〇〇に比べて層層が多くはないものの一万五千点は違つるものと思はれる。

木簡の示す年紀は、天平三年から一年で、中でも天平七、八年が特に多い。SD五一〇〇からは天平一二年の日付の墨書のある土器が伴出しているので、善仁遷都の前後に埋められたものと考えられよう。

一方、SD五一〇〇とは別に、今年度新たに二条大路の北端、SD五一〇〇と対称の位置にも同様の東西溝SD五三〇〇を検出し、大量の木簡を取り上げた(第一九八次調査B区・第二〇四次調査)。SD五三〇〇もSD四六九九のすぐ西から始まるが、二条二坊五坪南面中央に開く門の手前でいったん途切れる。幅二・三m、深さ一・三m、総延長は約五六mである。門の西側から始まる東西溝SD五三二〇はその東端約六mを確認したに留まるが、近鉄線の線路下へ続き、SD五一〇〇と対象の位置まで延びるものと思われる。SD五三〇〇は完掘し、第二〇四次調査で出土した分は約一万四千点にのぼり、第一九八次調査B区で出土したものと合わせて、SD五三〇〇全体では二万五千点を上回るものと思われる。

SD五三〇〇出土木簡の年紀は、神龜五年(一点のみ。次に古いのは天平三年)から天平八年にわたり、中でもSD五一〇〇と同様に天平七、八年のものが圧倒的に多い。

SD五一〇〇・五三〇〇・五三二〇の三条の溝から出土した木簡は年代のみならず内容的にも関連があり、遺構としての性格も共通なので、出土した木簡を合わせて「二条大路木簡」と仮称している。これら三条の溝の遺物には、木簡以外のものにも顕著なものが多い。SD五三〇〇西端からは、躍動する馬の姿を描いた日本最古の絵馬、流れ落ちる滝を背景に中国風の様子を描いた「櫻園山水図」などが出土し特に注目される。墨書土器も大量に出土しており、主要なものに、SD五一〇〇の「兵」「中衛府厨/右兵衛(重ね書き)」「中衛厨」「粟院」「小子」など、SD五三〇〇の「兵部卿宅/□□」「兵」「左兵衛厨」「右兵衛」など、SD五三二〇の「兵」などがある。

なお、SD五三〇〇の北側を平行して流れる二条大路北側溝SD五二四〇からも三九点の木簡が出土した。

二 東二坊坊間路西側溝の調査

(第一九八次調査A区・B区・C区、第二〇二一三次調査)

東二坊坊間路西側溝(二条大路北側溝SD五二四〇)以南の、従来SD〇〇(二)と仮称してきた部分がSD四六九九、SD五二四〇より北がSD五〇二(一)の調査は、これまでデパート建設に先立つ第一七八次調査と第一九三三調査A区・B区で約一七〇mを発掘した(出土木簡点数四六一点)が、引き続きSD四六九九を第一九八次調査A区・B区で約二〇m、同C区で約一〇m、またSD五〇二を駐車場用地の調査である第二〇二一三次調査で約三〇m発掘し、調査総延長は計

約二三〇mに及ぶ。SD五〇二二は、幅約二・五m、深さ〇・九（一・一mで、当初やや幅狭く掘削された（墓下層））ものが一旦埋まり、その後幅を広げた後にさらに二時期の流れがある（下層・上層）。

出土点数は、SD四六九九が五〇点、SD五〇二二が六〇点を数える。年記はSD四六九九については和銅八年（天平元年とする従来の知見の範囲には収まるが、SD五〇二二からはSD四六九九には見られない天平一九年のものが二点出土している。ただ、SD五〇二二内の層位ごとの顕著な年代の差は見られない。なお、SD四六九九からも墨書土器がまとまって見つかっており、「左兵衛府」「中衛府」などSD五一〇〇・五三〇〇出土の墨書土器と内容的に重なるものも見られる。

三 左京三条二坊八坪の調査（第一九三次調査区）

一九八八年度にデパート建設に関連して実施した第一九三次調査E区の補足のための調査で、「長屋王家木簡」と仮称している大量の木簡の捨てられていた南北溝SD四七五〇（従来もD〇一四と仮称してきたもの）の完掘を目的とした調査である。検出した遺構は、建物一棟、溝二条、井戸一基、土坑四基などである。今回の調査により、SD四七五〇の北端を検出し、その全長が二七・三mであることを確認するとともに、約七五〇点の木簡の出土をみた。SD四七五〇全体では、当初の予想を上回り約四万点に達する見込みである。

四 左京二条二坊五坪の調査（第二〇二一九次調査）

第一九八次調査B区や第二〇四次調査を行った東院南方遺跡の一郭の左京二条二坊五坪の北端に位置する調査区である。立地を反映して小面積の調査の割に遺構の密度は高く、検出した遺構は建物三棟、溝三条、溝四条、井戸一基、土坑三基などで、四期にわたる時期変遷がある。木簡は、調査区の北端に近い土坑状の穴SX五四七三、及びその三m西で検出したSX五四七二から、各一点出土した。後者は建築部材の破片に墨書したものである。

五 左京三条二坊一坪の調査（第一九五次調査・第一九七次調査）

この地域の木簡出土については前号でも触れたが、一九八九年出土の一九点から主なものを報告する。内訳は、土坑SK五〇七四（従来のSK一六三）が二点、井戸SE五〇七五（同SE一四八）が五点、井戸SE五一三三（同SE一四一）が一点、井戸SE五一四〇（同SE一三三）が一点である。なお、井戸SE五一四〇及び一坪の遺物包含層からは、「官所」の墨書のある土器が出土している。

8 木簡の釈文・内容

一 東二坊二条大路

東西溝SD五一〇〇（旧SD一六〇）

- (1) 「内膳可解 申請荷持丁事 一人持十荷 合卅荷」
 ・「右為今月廿六日御奉行供奉料件荷持右如」

(2) 左兵衛出雲佐為麻呂

兵部省石 出雲淨麻呂 右今日不過參向省家

江野麻呂

〔付〕村安万呂

天平八年十一月廿八日大錄田辺史真立

282 × 82 × 9 011

(3) 〔請〕請大角豆一升

〔右〕為〇〇〇三月七日六人部諸

282 × (3) × 9 021

(4) 〔左京五条進槐花一斗八升

坊監中臣君足
〔小〕子五人功錢十五文功別五升

〔天平八年六月十四日坊令大初位下刑部舍人造園麻呂

282 × 21 × 9 011

(5) 〔右京四条進槐花六斗 六月八日少屬大綱君

智万呂 〇

284 × 21 × 3 011

(6) 〔右京三条進饗六斛 乘車貳兩

一礼比古
物部連加保

〔天平八年十月廿三日坊令文伊美吉牟良白

282 × 92 × 9 011

(7) 〔池辺御園司 進壇器惣五百八十六口

〇〇

(280) × 21 × 3 019

(8) 〔從意保御田進上瓜一駄 負瓜員百十六果

又一荷納瓜員八十果

〔合百九十六果 丁〇伎 天平八年七月十五日園足

172 × 28 × 9 011

(9) 〔南宅進上 蒸菜角豆六把 大豆三根

瓜八碩 棒桃子十六丸

〔天平九年八月四日賀茂安麻呂

180 × 82 × 1 011

(10) 〔宿直資人 丈部廣國 仕丁一人

〔天平九年三月十五日

108 × 28 × 9 019

(11) 〔内資人宿 日下部乙万 ×

忍坂乙万 ×

〔天平八年四月廿日

100 × 28 × 9 019

(12) 〔供奉卅六人 司一人 奴六人 直丁十人

宮人五人 婢十四人

〔九月五日

282 × 28 × 9 011

(13) 〔勞野奉行用貫資

〔天平八年七月十五日

141 × 28 × 9 028

④ 駿河國安倍郡中男作物堅魚煎一升

・ 天平七年十月 泉屋郷栗原里

(110)×11×3 001

⑤ 「駿河國駿河郡柏原郷小林里戸主若舍人部伊加麻呂戸若舍人部人」

・ 麻呂調荒堅魚十一斤十兩

天平七年十月

」

315×18×3 011・

⑥ 「駿河國駿河郡柏原郷小林里戸主若舍人部伊加麻呂戸若舍人部人麻呂調」

・ 「荒堅魚六連八節

天平七年十月

」

315×17×4 011・

⑦ 伊豆國

「伊豆國

」

・ 「堅魚二百八十六隻」

128×85×5 008

⑧ 「伊豆國賀茂郡賀茂郷題詩里戸主矢田部刀良麻呂口矢田部刀良調荒堅魚十一斤十兩『十一連二丸』」

天平七年十月

409×34×5 031・

⑨ 「伊豆國賀茂郡賀茂郷題詩里戸主矢田部刀良麻呂口矢田部刀良調荒堅魚十一斤十兩『十一連二丸』」

天平七年十月

399×37×4 011・

⑩ 「安房國安房郡廣瀨郷河曲里大部牛麻呂輪調鯨陸斤

陸拾条

天平七年十月

308×31×4 001

⑪ 「安房國安房郡廣瀨郷川曲里戸大部牛麻呂調鯨陸斤

陸拾条

天平七年十月

308×31×8 001

- 80 「若狭国遠敷郡 佐分郷岡田里 三家人宮足」
 「御調塩三斗 天平六年十月十日」 125×23×4 021・
- 81 「若狭国遠敷郡 佐分郷岡田里 三家人宮足」
 「御調塩三斗 天平六年十月十日」 125×23×4 021・
- 82 「因幡国法美郡廣端郷清水里丸部百嶋中男作物」
 〓 海鹽御贄陸斤 天平八年七月」 372×22×6 021
- 83 「隠伎国周吉郡 山部郷市厘里雀部老人 調鳥賊六斤 天平七年」
 160×25×3 021
- 84 「播麻国多可郡中郷封戸白米□□□五斗 (191)×(17)×5 023
- 85 「美作国大庭郡大庭郷西十斤 龍十兩」
 125×14×4 021
- 86 「長門国大津郡鯉耳濱老俗 二斗」
 「 天平八年九月」 125×23×6 023
- 87 「紀伊国海部郡浜中郷大原里御贄安運魚一斗」
 220×24×3 021
- 88 「阿波国那賀郡幡羅郷海部里戸主阿曇部大嶋戸」
 〓 同部若万呂調御取鯉「六斤 天平七年」十月 377×19×4 021
- 89 「讃岐国進調相櫃 天平五年」
 95×25×3 022
- 90 「讃岐国鞆足郡二村郷中男作物干餚六斤 中」
 「 天平八年九月」 120×19×4 021
- 91 「伊予国和气郡海部郷若日下部廣嶋楚割六斤」
 234×19×6 022
- 92 「大宅里大穴」(繪冊)
 202×26×1 061
- 93 「三宅小麦一石 (136)×21×3 023

東西洋S D 五三〇〇

69

「

池辺波利

大島高國

八多徳足

史戸廣山

中宮職移兵部省卿宅政所

太宿奈万呂

川内馬銅萬万呂

村國万呂 大荒木事利

杖部廣國

日下部乙万呂

東代東人

太屋主

「狹井石楠

右十九口舍人等考文錢人別三文成選六文又官仰給智

馬國人

識錢人別一文件錢今早速進來勿怠緩

「他田神

大藏

少進 天平八年八月二日付舍人刑部望麻呂

」

251 x 29 x 9 011*

68

「

藤 五十長等所 進入人堤家主右人

」

「取今月五日酉時進入如件

九月五日付得

船

」

67

「

岡本宅謹 申請酒五升 右為水葱撰履女

」

252 x 29 x 9 011*

66

「

藤東宅司所薦册來

右物依敷

」

「暫借明日報納故藤

九月二日大友真君

」

65

「

請器 壹三口 二口四升受 右物幸行御菓備納料

」

252 x 29 x 9 011*

64

「

政所 藤岡本宅司

毛瓜廿願

」

「知此状依敷進送故藤

天平八年七月 x

」

63

「

荒炭一籠 右物今急要須請付使

」

252 x 29 x 9 011*

「借勉分具状以藤

天平八年七月廿日大友真君状

」

62

「

借勉分具状以藤 天平八年七月廿日大友真君状

」

252 x 29 x 9 011*

62) 〇左京職進 鶏一隻 馬安三村
雀二隻 鼠一十六頭

・「〇 天平八年四月十四日

從六位上行少進殿十二等百濟王「全福」

190×95×4 011

63) 〇左京職進 雀廿五隻
鼠一十九頭

・「 天平八年四月十三日

從六位上行少進殿十二等百濟王「全福」

200×95×4 011

64) 〇西市進上 真木灰巻解

・「請先進上真木灰 天平八年七月廿九日大原廣津」
六斗直申送

205×23×5 011

65) 〇園池司 佑出雲錄束進 熟瓜卅顆
生角豆廿把

・「 天平八年七月廿四日付奄智造繩麻呂」

208×28×4 011

66) 〇佐紀瓦可進上 楮十一荷 数二百枚 右付粟

・「直少万呂申送以解 天平八年十二月八日史生出雲廣」

415×38×8 011

67) 〇越田瓦殿進上借子四人 守人尼 〇楮
〇屋酒人

・「物部古万呂 氷蠶 天平八年七月六日 取子一点進上

出雲熊

垂水真鳳

右 〇

〔内棹馬甘〕

209×51×10 001

68) 〇標本三宅進上水葱種事 合卅四束 直錢六十八文

・「一束別錢二文充請 天平八年五月十四日依羅真万呂

309×24×4 011

例

大石毛野 志貴子老 伯祢大魚 佐本乙万呂

直資人十一人 田部諸君 荒田公万呂 秦真葛 伯安徳

太乙万呂 屋形諸魚 佐伯古万呂

六

宿資人三人 伯祢大魚 天平八年五月三日田部諸公

伯安徳

311×45×4 011

例

「膳所宿直 合二人 奴少君万呂 婢有々女

「宿直 六人部諸人 婢客屋女

252×30×4 011

「直資人一人 岡屋臣足 天平八年六月廿一日」

252×44×3 011

「二門 佐伯 皇后宮 雪 少山田 面節× 大伴 丈 土部 參河×

「合一十二人依數入奉」 (161)×24×3 011

例

「御厩宿直 丈部人根 奴東人 百齊身麻呂

〇

「直 丈部廣園 天平八年六月廿二日」 252×24×3 011

例

十一日不食米一斗一升六合 土師石前八合 阿刀真公八合 日下部海子八合 阿刀飯主六合 土師嶋村八合 家令一升四合 豊岡廣虫八合 丸部田主七合 田辺備万呂八合 忍坂乙万呂八合 丸部武藏一升 上虎万呂七合 尋津福万呂八合 赤染秋足八合 佐味堀取六合

「 天平八年五月十一日 刈田孔足

252×28×3 011

⑧ 「人員二百二人 百九人 別三升 飯三石三斗 合飯四石七斗
九十三人 別二升五合 飯二石四斗」

・「豎子所三人 左衛士卅九人 丈部二人
木工寮七人 右卅九人 領八人
造宮八十三人 衛門廿一人」

⑨ 「右京七条二坊戸主兼十二等台忌寸千嶋之戸口千人 年十六」

・「右人所盜依豎子放依状注坊令等宣令知 八年十月廿九日」

⑩

・「出拳錢數 古婁卅七文 美濃麻呂七文 若佐五文」

・「給五文 沙美五文 魚麻呂四文 合六十二文 天平五年二月九日」

126 × 9 × 4 011

⑪ 「<藤所 蘭部伊賀万呂 雷牛養 鳥取昨麻呂」

・「<雲國足 并五人」

⑫ 「西坊 充玉第三條 返二米一 受古智麻呂 七月廿四日」

126 × 24 × 3 021

⑬

・「油二升一合 大殿常燈料 日別三合 油八合 膳所料 三日料
油七合 文基息所燈料 日一合 油六合 内坐所物備給燈料
油一升四合 天子大坐所燈料 油四合 召女豎息所燈料 合六升

・「此物能量者思道者吾成明公莫憑必返西陽道」(宛地送) 七月内

250 × 60 × 15 021

60) 「近江国坂田郡上坂郷戸主藏」

・「田中麻呂戸庸六斗」 14.5×17.5 625

62) 「石見国那賀郡石大殿御物海藻一籠」 天平 115×9.5×6 621

七年六月

63) 書吏六人部進

・「」 14.4×10×3 621

東西溝SD五三〇

64) 「岡本宅 上進青角豆十把」

・「天平八年七月廿日田辺久世万呂」 12.9×24×6 611

二条大路北側溝SD五二四〇

(1) 「淡路国津名郡餅郷人夫」

・「海部荒海調三斗」 13.95×9×6 623

「二条大路木簡」の特徴としては、まず第一に「長屋王家木簡」に優るものや劣らない質・量の豊かさ、第二に二条大路上というかつて例をみない遺構から出土したという点、第三に木簡の内容が、出土場所によりかなり顕著な偏りをみせていることなどが挙げられる。「長屋王家木簡」と比べると、個人の家政機関内部の木簡群を含み

ながら、より公的な色彩が強く、平城宮出土の木簡に近い。内容的にもヴァラエティーに富んでおり、遺構の性格からも単純には一括遺物としては扱えず、その使用場所の特定には今後さらに慎重な検討が必要である。

これまでの検討によると、「二条大路木簡」には大きく二種類の木簡群が含まれていることが明らかになってきた。一つは、SD五三〇西端やこれに向かい合うSD五二〇中央部分などに顕著にみられるもので、個人の家政機関、具体的に言えば当時の兵部卿藤原麻呂に関わると考えられるものである。その主要な根拠は筒木簡である（詳細は後掲の関係文献参照）。宿直木簡（69・70、80・81）や食料支給木簡（65・66・68）も同じ家政機関内の木簡であり、これらはその出土位置からみて二条大路の北側の左京二条二坊五坪から投棄された可能性が強く、東院南方遺跡の一郭に藤原麻呂邸を想定する根拠となっている。ただ、個人の家政機関の木簡といっても、聖武の吉野行幸に関わる（後述）など、「長屋王家木簡」に比べるとやや複雑な要素もありそうである。

もう一つはSD五二〇西端に顕著にみられるような多量の荷札木簡を含む一群で、参河国磐石郡のものを始めとする大量の賀の荷札を含むことを大きな特徴とする。同じ地区からは大命と記すものや大膳職のものと考えられる木簡（前号⑧）、東大寺の前身の金鐘山房からの解（前号⑨）なども出土しており、聖武天皇や光明皇后との

開わりの深い木簡群ということができよう。

第二の木簡群は、その出土位置から考えて、南側の三条二坊八坪から投棄されたと考えられ、旧長屋王邸の跡地利用を考える上で重要な材料となる可能性が高い。

ところで、第二の木簡群と同じS D五二〇〇の西端、及び同じ溝の東端、さらに長屋王邸の東側の東二坊坊間路西側溝S D四六九九からは、前述のように中衛府や左右兵衛府に関わる墨書土器がまともなみつかっている。これらの衛府関係の墨書土器は、あたかも旧長屋王邸を囲むような形で分布しているが、これらは「二条大路木簡」と伴出しているわけで、長屋王の変の時に邸を取り囲んだ軍隊のものというよりは、長屋王邸跡地に設けられた何らかの施設を衛府が警備したことを示すと考えられる。前号の(6)や、(7)のような門の警備の木簡も、旧長屋王邸の警備に関わるものとみられよう。

このように考えると、旧長屋王邸は、大量の費を消費し、衛府の軍隊が警備するような何らかの施設として再利用されている、という状況が窺える。ただ、その性格を特定するような史料には、これまででこの恵まれていない。

ここで問題になるのは、第一の木簡群と第二の木簡群の関係である。前者が二条大路の北側の二条二坊五坪、後者が南側の三条二坊八坪に由来すると考えた場合、両者が全く無関係に捨てられたとは考えにくく、南側に設けられた施設に兵部卿藤原麻呂が何らかの関

わりを持った可能性もある。「二条大路木簡」に含まれる個人の家政機関の木簡に外部との交渉を示すものが多く含まれるのは、これらが麻呂の公務遂行（狭いて言えば三条二坊八坪に関わる）にその家政機関が関与したために残った木簡群であるからではなからうか。

以上、推測にわたった面もあるが、「二条大路木簡」は、長屋王没後のこの周辺地域、東院南方遺跡を含む平城宮東南の重要地帯の天平初期のあり方を如実に写す史料として、この地域を一体として捉える必要性を提起しているといえよう。

次に、木簡を内容別に概観すると、文書木簡には、(4)と(9)、(10)と(11)のような進上状が特に多い。これらの進上状は出土位置からいえば、藤原麻呂の家政機関に関わるものである。但し、(6)(8)は離れた位置から出土しており、第二の木簡群に属する可能性もある。なお、岡本宅の木簡(12)に署名する六人部諸人は、宿直木簡にもみえ(13)、行幸用度の調達にも関わっている(14)。(1)・(13)・(14)にみえるこの行幸は、(15)などから「続日本紀」に記事のある天平八年六月から七月にかけての吉野行幸であることがわかるが、このような六人部諸人の関わり方から考えると、彼の勤務する藤原麻呂の家政機関が吉野行幸の用度の調達・分配に与っていたことが知られる。

(14)は「長屋王家木簡」と「二条大路木簡」に数点ある当時の物簡を示す木簡の一つで、正倉院文書と比較すると奈良時代の物簡上昇の様子が明確に窺える。

荷札木簡はほぼ全国にわたるが、中でも参河・駿河・伊豆・安房・若狭・隠岐・近江のものが多い。このうち近江のものだけは、SD五三〇〇西端のみに集中しており、出土状況として注目される。このことは近江国の庸米が二条大路に北接する施設で使用されたことを示唆する。伊豆のように従来知られていた数の三倍に及ぶ荷札の見つかった国もあり、荷札木簡の点数は飛躍的な増大をみた。②と④、①と③、⑤と⑥、⑦と⑧などのように同一人同一年の荷札が見つかった例もある。個々の荷物のありかたから、各国内での徴税のあり方、国ごとの比較、さらには税制そのものについて、計り知れないほどの豊かな考察材料が提供されることになった。

「長屋王家木簡」は個人の家政機関内の木簡というこれまでに類例のない貴重な史料を提供したが、「二条大路木簡」は平城宮木簡に限りなく近く、しかもそれ以上に動的な生の史料を提示してくれている。いずれもまだ整理・解説の途上であり、今後さらに重要な論点を提示してくれるものと期待されるが、いずれにしても、両木簡群によってもたらされた木簡の飛躍的増加が、木簡研究の新たな一頁を開いていることは間違いない。

二 東二坊坊間路西側溝

東二坊坊間路西側溝SD四六九九(旧SD〇〇II)

(1988次A)

- (1) ・「飯二升充大縣起万呂大隅乙万呂」
 「十月九日書吏」
 141×14×3 011
 - (2) ・「^〇藤上郡 十六斤 山辺郡 卅二斤 式下郡 二百斤」
 ・「右二百卅八斤」
 200×90×4 001
 - (3) 「^〇参河国播豆郡篠嶋□」
 (207)×(17)×4 009
 - (4) ・「^〇伊豆園田方郡有参郷桜田里□□^(楯御)×」
 ・「養老六年」
 (210)×22×4 009
 - (5) 「^〇醫」
 45×18×5 002
- 東二坊坊間路西側溝SD五〇〇II
 (1988次B)
- (6) 「泉坊進上覆盆子一古」
 天平十九年五月十四日桑原新万呂」
 167×24×9 021*
 - (7) ・「^〇美作国勝田郡塩湯郷庸米六斗 里□」
 ・「^〇服部足倍」
 (232)×22×5 009

(202-13次)

大都保一口并用口直百文

(8) 請銭一貫

漆一升三合二
合別六十文

白

直六百文

遺銭冊文

(117+171)×90×8 111

(9) 「上番従八位上御立史足国」

「上番従八位上御立史足国」

115×65×101

(10) 「宿直×

□

(8)×(15)×1 101

(11) 「左大臣官交」

□

田古安米

(8)×19×4 101*

(12) 兵衛

□ 煎九等

(8)×(13)×4 101

(13) 「長門国美祢郡調綿老伯屯

天平十九年九月」

410×82×2 101

04 「大倭国志癸上郡大神里」

(輸木口)

和銅八年

計帳

125×100×9 021*

SD四六九九・五〇二出土の木簡は、道路の制溝という遺構の性格を反映して、かなりヴァリエーションに富む内容となっている。年代的にも長屋王の生存していた時代からその没後にまたがる。

(1)は書更がみえるので、三品以下の親王ないし三位の位にある者の家政機関の存在を窺わせる。(3)は(4)とともに長屋王生存中のものと考えられ、長屋王邸内からも同時期のものと考えられる幡豆郡の費の荷札が出土していることが想起させられる(後掲五①)。総じてSD四六九九には長屋王の生存中ないし長屋王の変直後の頃までのものが多い。

これに対して、SD五〇二二の木簡は、「長屋王家木簡」よりはむしろ「二条大路木簡」との関連を考えさせる内容のものが多い。(9)や(12)にみえる番上官や(10)の宿直などは、SD五三〇〇出土木簡と内容的に関連がある。一方、(14)の計帳の軸は、養老元年の大計帳式頒下以前のもので、計帳制度の変遷を考える上で、重要な論点を提示することになる。一冊分で一巻を構成していることも合わせて考えると、養老元年より前からの畿内の計帳匿名京進はほぼ確定的となった。これがどこから廃棄されたのか、(6)の天平十九年の木

簡一点とともに、東院南方遺跡との関わりを含めて今後の議論の進展が期待される。

三 左京三条二坊八坪

南北溝SD四七五〇(旧SD〇一四)

- (1) ・「御命宣 宮六張急々取遣仕丁」
「二人 三月五日 巳時四点 廣足」
128×56×4 011
- (2) ・「○部那遣羅人二口五升帳内一口一升受」
「○智(書)□九月廿六日 石角 書吏」
149×31×2 011
- (3) ・「○牛乳煎人一口米七合五夕受稲万呂」
「○ 十月四日大嶋」
127×13×2 011
- (4) ・「障子作画師一人米二升」
「障子作画師一口帳内一口米(平升)□」
192×20×2 011
- (5) ・「仏造帳内一人米一升厨一人米二」
「升受仕了櫻麻呂八月十日 書吏」
115×32×4 011
- (6) ・新羅人一口一升 受持万呂○
「七月卅日 甥万呂」
162×14×3 019
- (7) ・「炭焼旭打時分米一升受 ○」
「壬生安万呂書吏人給米一升受赤 ○」
人 □月十二日石角
141×23×1 011
- (8) ・「○柱立所祭米半(升)□」
「○ 八月九日嶋」
114×15×2 019
- (9) ・「○(余慶造始)□□人功給遣錢百十二文 別移務所下総」
「税司田辺」
「二百常馬司給」
「五十常門部王宮給」
「二百五十常旭々田珂」
人功充給 朔未田勝五百嶋
七月七日從
425×25×3 011
- 04 「錢一貫」
「敵火連大山」
「檜前主寸安麻呂 右一人檢校」
106×24×6 015
- 04 「<足庭郡足 x」
「<一石北宮」
740×19×3 009
- 04 「<北宮□□>」
「<阿知賀五斗>」
122×27×3 021

③ 「北宮御物俵余戸里五保」

SE 151 × 4 021

④ 「余戸里依一石漢人小祿」

「北宮^之物七月廿三日」

180 × 13 × 3 020

「長屋王家木簡」は基本的には個人の家政機関内部の木簡群であり、その枠組は一九八八年出土のものでほぼ定まったといっても過言ではないが、邸内の機構やそこに働く人々を始め家政機関内の様子は今後の整理の進展に伴ってさらに鮮明になってゆくと思われる。

(1)の御命は廣足が署すことからみて、吉備内親王の命令とみられる。(2)は氷室の存在の明らかになった都那の庄地の直接経営を示す。(3)は長屋王邸での牛乳の利用を示す二点めの史料で、今回のものは煮つめて食に供している。(4)の障子作画師、(5)の仏造帳内はともに初見。邸内の荘殿に携わったのであろう。(6)は『懐風藻』にみえる新羅使への贈宴を思わせる。(7)の炭焼処、(8)の柱立所も初見。(9)は下総税司のもたらした布の配分を示す興味深い史料。④はさし銭の付札か。今回の調査では④⑤のような北宮宛の荷札が比較的まゝまゝ出土しており、宮跡庭園出土の北宮木簡との類似が目される。発掘地が北宮とも呼ばれたことはほぼ間違いないであろう。

④ 左京二条二坊五坪

土坑 S X 五四七三

(1) □□人米一升五□×

(180) × (24) × 2 021

五 左京二条二坊一坪

土坑 S K 五〇七四 (旧 S K 一六三)

(1) 「参河国播豆郡折嶋海部供奉七月料御贄佐米六斤」

200 × 15 × 3 020

(2) □□納六□斤小 神龜五年六月

廿斤

V」 (230) × 18 × 5 020

井戸 S E 五二三五 (旧 S E 二二六)

(3) 「英多郡吉野郷黒葛十斤」

180 × 18 × 4 022

井戸 S E 五二四〇 (旧 S E 一三二)

(4) 「阿波国阿波郡小麦」

・「宝龜七年」

180 × 18 × 3 022

9 関係文献

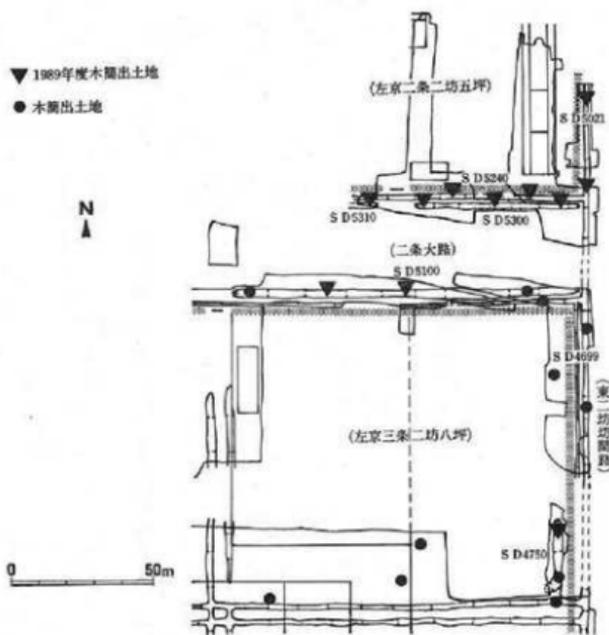
奈良国立文化財研究所『一九八九年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九〇年)

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』22、23 (一九九〇年)

同『平城宮長屋王邸宅と木簡』(一九九〇年) (波辺晃宏)



平城京木簡出土地点図



「二条大路木簡」「長屋王家木簡」出土地と近辺の遺構略図

奈良・平城京左京二条四坊十一坪



(奈良)

調査地は平城京左京二条四坊十一坪の東半部北寄りにあたり、今回、小学校建設に先立って約二五〇㎡を発掘した。検出した主な遺構は、条坊遺構では二条条間路の一部とその南側溝、十一坪と十四坪との坪境小路、十一坪内の遺構では掘立柱建物三五棟、扉一三条、井戸九基、溝三条などである。これらの遺構には六時建物の配置状況がもっとも

1 所在地 奈良市法蓮町

2 調査期間 一九八九年(平一)七月～二月

3 発掘機関 奈良市教育委員会

4 調査担当者 西崎卓哉・森下清行

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

よくわかる第二期には、坪の東半二分の一町を利用した建物配置であることが知られた。木簡は第六期に属する二つの井戸から出土した。井戸S E五五は掘形の底に円形曲物を据えた後、内法一辺九二cmの方形縦板組の井戸枠を組む。井戸S E五七は内法一辺一一五cmの方形縦板組の井戸枠を組む井戸である。いずれも枠内から平城宮土器編年第Ⅳ期の土器が出土した。

8 木簡の釈文・内容

(1) (字字カ)
□□字字字字

(本本)
□□□字字

(136)×(11)×2 2

(2) □□ 敷一等

・ 罫 (字字)
□□

(8)×(8)×2

(1)は井戸S E五七の枠内から出土。上下端は欠損、左右両側面も削り取られている。この井戸からは他に削層が二〇点出土したが、いずれも小片であり釈読できない。(2)は井戸S E五五の掘形から出土。上下端は欠損、縦二片に割れている。

9 関係文献

奈良市教育委員会「平城京左京二条四坊十一坪の調査」(奈良市埋蔵文化財調査報告書 平成元年度)一九九〇年 (西崎卓哉)

奈良・薬師寺



(奈良・桜井)

薬師寺の伽藍復興計画の一環としての回廊の再建に伴う事前調査で、西面回廊のほぼ中央部を対象にして行った。薬師寺回廊は当初単廊で計画され、その後、複廊で完成したことは、すでにこれまでの調査で明らかにされており、今回も同様の状況を確認した。回廊の遺構は、礎石はすべて抜き取られていたが、単廊については西南入隅から数えて一一間目から七間分にあ

1 所在地 奈良市四ノ京町

2 調査期間 一九八八年(昭和63)一月〜一九八九年一月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 寺院跡

6 遺跡の年代 奈良時代〜近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

薬師寺の伽藍復興計画の一環としての回廊の再建に伴う事前調査で、西面回廊のほぼ中央部を対象にして行った。薬師寺回廊は当初

単廊で計画され、その後、

複廊で完成したことは、す

でにこれまでの調査で明ら

かにされており、今回も同

様の状況を確認した。回廊

の遺構は、礎石はすべて抜

き取られていたが、単廊に

ついては西南入隅から数え

て一一間目から七間分にあ

たる礎石据え付け掘形一〇箇所、複廊は中央柱列と東側柱列の合計一四箇所の掘形を検出した。また今回の調査のもうひとつの目的であった金堂と西面回廊とをつなぐ軒廊の有無については、金堂に向かう東西方向の基壇、雨落溝等の痕跡は全くなく、軒廊は当初から存在しなかったと判断される。出土遺物には薬師寺創建の軒瓦を始めとする大量の瓦、少量の土師器・須恵器がある。

木簡が出土したのは回廊基壇の西縁に沿って流れる南北大溝からで、伴出遺物には近世陶磁器がある。木簡は二点出土したが、釈読できる一点を掲げた。

8 木簡の釈文・内容

(1) ・「タヘンヲロカニ」

・「セ□ンチサ」

35x5.5x0.11

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『昭和六三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九八九年)

(森 公孝)

荷受先が「大坂北草屋町葺南筋東へ入南側ノ□登□集人様」であることを示し、荷物はさらに奈良の西大寺に送られ、荷札はそこで廃棄されたのであろう。「江戸本□□□/金剛院」は位置としては差出にあたるが、西大寺の塔頭にも金剛院があり、この部分の解釈は不詳である。

なお、裏の「南無観世音菩薩」の「南」の右上端は欠けており、蓮弁形に加工する以前から墨書されていたのか、加工の際に墨書され、やや削りすぎたものかは明らかではない。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『一九八九年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九九〇年)

西大寺『西大寺防災施設工事・発掘調査報告書』(一九九〇年)

(森 公章)





(榎井・吉野山)

舌状に伸びる花崗岩風化土や広い平野を持つ。寺川に
 榎井川に面し、対岸にや
 東は寺川(万葉集)にみえる
 ・西がふさがれた地形で、
 遺跡の立地は、南・北
 墓古墳の東一五〇mにあた
 り山古墳の北二〇〇m、脚
 ける街道筋に位置し、メス

の左岸河岸段丘上に位置している。飛鳥から山田道を経て東国へぬ

- 1 所在地 奈良県榎井市大字上之宮小字井田
- 2 調査期間 一九九〇年(平成二年)二月～四月
- 3 発掘機関 榎井市文化財協会
- 4 調査担当者 清水眞一
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 六～七世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

奈良・上之宮遺跡

うえのみや

の上に、東西約六〇～七〇m・南北約一〇〇mの範囲で、掘立柱建物・櫓・石溝・素掘溝等が作られており、飛鳥時代初頭の居館遺構を構成している。海拔高は約一〇〇mである。

上之宮遺跡の発掘調査は、榎井南部特定土地地区画整理事業にともなうもので、一九八六年一月から試掘調査を開始し、遺構群の検出にともない、今まで五次にわたる調査を実施した。

第五次調査の結果、四面庇付大型建物の西二〇mの、やや傾斜した低地から、直径六mの半円形の石溝が検出され、石溝に囲まれた内側から、長さ二・六m、幅一・五m、深さ一・五mの方形の石積み遺構が発見された。この方形石積み遺構の低い側(北東部)からは、排水溝状の石溝が北東側にのび、第一次調査で検出していた石溝につながるものがわかった。つまり、半円形の外護状石溝をともなう方形石積み遺構があり、その排水溝が約五〇m北まで伸びていたわけで、まさに圓池遺構と呼ぶべき特殊な庭園が作られていたといえる。すなわち、上之宮遺跡の六世紀末～七世紀初頭期には、主殿とみられる四面庇付大型掘立柱建物、脇殿とみられる東西棟の長廊建物、そして庭園遺構・祭祀遺構、それらを取り囲む欄干や門状遺構がそろっており、格式の上からも、規模・構造の上からも、貴族の邸宅としておかしくないと考えられる。

出土遺物の量は多く、整理用コンテナに約一五〇箱ほど出ている。内容的には須恵器・土器器が大半を占めるが、石積み遺構や石溝か

ら木片・木製品も数多く出土した。主なものに、横櫛・糸巻・斎車形・琴柱形・刀子形・鳥形等の木製品、ベッコウ片等とともに、説明とみられる焦げつきの残る棒状製品が多い。また、遺跡全体から桃核が出土しており、クルミ・クリ・ウメ・ウリ・コメ・ヒヨウタン等の食用植物の核・皮等が石積み遺構や石溝から出土している。園池遺構埋没後に、多量の土器がその上に棄てられているが、その中には、ガラス玉罽型・ルツボ・ガラス甗があり、付近にガラス工房のあったことが推定できる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 別^[金]塗銀^[金]其項^[金]頭刀十口

木簡は、石積み遺構内の、底より二〇cmまでの泥をすべて持ち帰り、水洗した結果、八片に別れた状態で検出した。奈良国立文化財研究所の橋本義則氏により、すべて接合することが判明した。一二



文字のうち三文字が解読しにくい。二番目は「金」とみられる。木簡は、明らかに削り取った破片で、この左右にも文章が存在したことは、両側に墨痕がみられることから推定できる。おそらく、前に何かの文章、たとえば刀に関する文章があり、それにひきつづいて「別に、金塗銀(？)で、其項(？)が□頭の刀を十本」等の意味を持つ木簡ではなからうか。全長一八三mm・幅一八mm・厚み二mmである。

なお、木簡釈文は、京都教育大学和田恭氏の釈読に、補足させていただいた。

9 関係文献

桜井市文化財協会『上之宮遺跡第五次調査概報』(一九九〇年)

(清水真二)

神奈川県立埋蔵文化財センター編

『宮久保遺跡Ⅱ』—神奈川県立埋蔵文化財センター

調査報告15—

『木簡研究』六号に紹介され、天平五年の年紀と「郡稻長」などの記載で注目された木簡が出土した宮久保遺跡の正報告書で、奈良・平安時代篇にあたる。遺構・遺物の詳細な解説がある。

B5判、本文篇八四四頁、図版篇二九〇頁、付図一五枚。
神奈川県立埋蔵文化財センター 一九九〇年三月刊行。

木簡研究 第二一号

巻頭言

狩野久

一九八八年出土の木簡

概要 平城京跡 平城京左京二条二坊十一・十四坪坪境小路跡 平城京左京二条四坊二坪 東大寺大仏殿廻廊西部地区 藤原宮跡 藤原京跡 長岡宮・京跡 長岡京跡 嵯峨院跡(史跡大覚寺御所跡) 大坂城跡 東郷遺跡 吉田南遺跡 小丸遺跡 姫路城跡(武家屋敷跡) 姫路城跡(東部中濠) 玉手遺跡 袴狭遺跡 山の神遺跡 池ヶ谷遺跡 瀬名遺跡 厨村B遺跡 今小路西遺跡(福祉センター用地) 中里遺跡 中江田本郷遺跡 高溝遺跡 狐塚遺跡 仙台城二の丸跡 熊野田遺跡 一栗谷朝倉氏遺跡 三小牛ハバ遺跡 能登園分寺跡 免久遺跡 草戸千軒町遺跡 尾道遺跡(GD01地点) 紺屋町遺跡 下川津遺跡

一九七七年以前の木簡(一一)

出雲国庁跡

中国出土簡牘的保護研究

胡 繼高

中国出土木・竹簡の保存科学的研究(抄訳)

訳・佐川正敏

木箱と文書

小池伸彦

所謂『長屋王家木簡』の再検討

大山誠一

有韻尾字による固有名詞の表記

犬飼 隆

業報

頒価 三八〇〇円 千四〇〇円



(大江山・舞鶴)

- 1 所在地 京都府舞鶴市字久田美小字細工ヶ下
- 2 調査期間 一九八九年(平一)十一月～十二月
- 3 発掘機関 舞鶴市教育委員会
- 4 調査担当者 吉岡博之
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 鎌倉時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
久田美遺跡は、舞鶴市の西部を北へ貫流する由良川の河口から、約一二km上流の右岸山裾に位置している。

遺跡の立地は、西に開く谷幅五〇m、奥行九〇mの小規模な谷間の水田地で、標高六m前後を測る。遺跡背後の山上には、中世城郭池田谷城跡があり、それから西方へのびる遺跡を挟む尾根上にも、いくつかの城郭が確認されている。

久田美遺跡の調査は、開場整備事業に伴う確認調査で、舞鶴市教育委員会が一九八九年度国庫補助事業として実施したものである。調査の結果、谷部に設定した八×一〇・五mの調査地で、積石遺構、溝状遺構、掘立柱建物等を検出したほか、九層の遺物包含層を確認でき、低湿地のため柱根や木製品等が良好に遺存していた。

木簡が出土したのは、積石遺構のベームをなす堆積層の第七・八層と、全ての遺構が埋没した後に堆積した第三層の上部層である。

第七・八層は、有機物を多く含む泥土層で、木簡二点、舟形代、ノコギリ状木製品、火鍛白、木球、横櫛、櫛、箸、草履状木製品、下駄、縄といった木製品や、土師皿、瓦器(釜、鍋、鉢、甕)、須恵質鉢(東海系か)、土鏝、石鍋転用石製品(護符か)等の遺物のほか、多くの獣骨(ウシ・ウマの下顎骨、前・後足各部位等)が出土した。時期は、一三世紀後半～一五世紀前半に比定される。

第三層上部層からは、木簡五点、寛永通宝等が出土し、木簡は一八世紀後半頃に比定される。

8 木簡の釈文・内容

- (1) 「符懸 聴々如律令」
250×31×4 001
- (2) 「」
185×28×6 002
- (3) 「七升」
163×23×9 011

(4) 「細工下町畑后行」

・「よろすや」

280×8×11 011

(5) 

180×24×6 051

(6) ・「とら」


・「寅三月吉日 仲右衛門」

180×24×4 051

(7) ・「

・「三月吉日仲右衛門」

180×24×4 051

(1)は呪符で、大日如来を表わす梵字「バン」をおき、次に「山へ戸」といった符跡、鬼神を表わす星「ロ」を三個、七鬼神を表わす七個の目とそれらを縦にむすぶ線と「ロ」を五個、その下に「ロ」を三個、そして「戸戸」、次に「唵々如律令」と書き、さらに「五行」の星形をおいておわる。この呪符は「七日符」といわれるもので、疫病祓いのため門前に立てたものと推定される(奈良大学水野正好氏のご教示による)。(2)も呪符の可能性が強く、判読不能の記号様の墨書がある。(3)~(7)は江戸時代のもので、(4)の「細工下」は調査地点の小字であり、



(1)

(6)(7)の「仲右衛門」は土地所有者に伝わる家号である。また、(3)(7)の「七升」「香升七合」等の上に記された文字は判読できなかったが、あるいは米などの穀物種名の可能性がある。いずれにしても紙の普及していた時代に、木札を使用していることから、その用途の特殊性がうかがわれる。

今回出土した呪符の共伴遺物には、舟形代等、祭祀的性格をもつものが多いほか、獣骨類が目をついた。獣骨は解体されて、前足、後足、頭などの単位で投棄されたとみられ、当時の動物利用をうかがう上で興味深い資料である(獣骨については、奈良国立文化財研究所松井章氏のご教示による)。

久田美遺跡の性格については、限られた区域での調査でもあり、不明な点も多く残されたが、現時点では、背後の城郭と何らかの関連をもつ遺跡としてとらえておきたい。なお、遺跡は不十分なが設計変更を行って保存されることとなった。

9 関係文献

舞鶴市教育委員会「久田美遺跡発掘調査概要」(一九九〇年)

(吉岡博之)

木簡研究 第一〇号

巻頭言—木簡学会の十年—

原 秀三郎

一九八七年出土の木簡

- 概要 平城宮・京跡 興福寺跡使坊門跡下層 藤原宮跡 藤原京跡
- 藤原京左京九条三坊 紀寺跡 長岡宮跡 長岡宮・京跡 鳥羽離宮跡
- 千代川遺跡 矢谷遺跡 大坂城跡(1) 大坂城跡(2) 堀原南遺跡
- 宅原遺跡(盤浦地区) 長田神社境内遺跡 書写坂本城跡 砂入遺跡
- 杉垣内遺跡 香洲第1町遺跡 岩倉城遺跡 勝川遺跡 湖安賀遺跡
- 山中遺跡 小町一丁目一〇七番地点遺跡 宮町遺跡 川田川遺跡
- 原田遺跡 光相寺遺跡 妙栄寺遺跡 釜四遺跡 南古留遺跡 大福遺跡
- 手取清水遺跡 角谷遺跡 横江荘遺跡 白坪遺跡 草戸千軒町遺跡
- 延行桑里遺跡 長門園分寺跡 安樂寺遺跡 金光寺跡推定地 博多遺跡群(築港線関係第三次調査) 吉野ヶ里遺跡群 本告
- 牟田遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一〇)

平城宮跡(第四四次)

中世木簡の一形態—山札・茅札についての富貴—

雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」より見た法と習俗

木簡の保存処理

「木簡研究」六〜一〇号総目次

研究会報告一覧

木簡出土遺跡報告書等目録

木簡出土遺跡一覧

石井 進

工藤 元男

沢田 正昭

寺崎 保広

寺崎 保広

頒価 三八〇〇円

〒四〇〇円

大阪・上清滝遺跡

かみきよたき

1 所在地 大阪府四條畷市清滝

2 調査期間 一九八八年(昭63)二月～一九九〇年三月

3 発掘機関 四條畷市教育委員会

4 調査担当者 野島 稔

5 遺跡の種類 集落跡

6 遺跡の年代 平安時代末～室町時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪東北部)

上清滝遺跡は、生駒山系を横断する国道一六三号沿いの小集落と所々に旧清滝街道の名残りを見出す東西六〇〇m、南北一〇〇mの範囲に広がっている。一九八八年から、建設省の交通量増加に対する国道の線形改良付替工事に先がけ、発掘調査を実施した。その結果第二次調査(一九八八年、第四次調査(一九八九年)において木簡が出土した。

一 第一次調査

遺跡のほぼ中央部に位置する小字名「塔ノ坊」とその周辺を対象として実施した。その結果、掘立柱建物をはじめ、石組井戸・素掘井戸・溝・落込み状遺構・旧河川等が検出された。木簡はこの旧河川の斜面に投棄された状態で発見された。

埋土中からは、木簡のほか、下駄・箸・漆器・金箔塗り光背・木製観音立像・人形等の木製品が非常に保存の良い状態で出土している。木製品以外の遺物は、瓦器碗・土師質皿・白磁・砥石・硯などがある。

二 第四次調査

遺跡の西端に位置する小字名「龍池」と呼ばれている水田地で実施した。その結果、掘立柱建物、溝、東西約三〇m・南北約二二m(約六六〇m)の池等が検出された。木簡二点は、池の下樋にあたる二号木桶の集水施設の本木柱のうち、西側の二本に、墨書面を内側にして木釘で打ち付けられた状態で出土した。池の埋土中から瓦器碗・土師質皿が出土している。

8 木簡の釈文・内容

一 第一次調査

(1) ・「寿永三年」

(題義軸)

・「四至内券文」

303 X 19 X 5 961

- (2) 「く妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第二十五」
272×17×1 032
- (3) 「常福方」
257×(29)×1 081
- (4) 「□せのたね」
103×23×3 051
- (5) 「く汝聽觀音行壽應」
270×14×1 032
- (6) ・驚□□
念西方仏
出家請僧
(190)×73×6 055
- (7) ・「□□□□□□
慶喜四静属□□可」
□七□八□^[因]
253×(13)×10 081
- (8) ・「妙法蓮華經」
□□□□□□
(90)×13×3 019
- (9) 「○八月八日□□○」
195×21×5 011
- 00 「王将」
32×17×5 051

- 01 ・「歩兵」
□□
31×12×1 061
- 02 「渥○」
□□□□□□
47×57×2 061
- 03 □□□□□□
(365)×(17)×6 061
- 04 ・□□□□□□
□□□□□□
(117)×13×2 059
- 05 ・「(文様)□□のうち
□□
□□
□□^[シク]
84×(43)×3 032
- 06 □□□□□□
□□□□□□
(160)×23×5 019
- 07 □□□□□□
□□□□□□
(189)×(18)×1 081
- 二 第四次調査
- (1) 「咄天竺○一切□□□□一切吉祥句罪惡□□不□□」
59×29×6 031



07



(4)



04



00



(2)



(6)

大阪・小曽根遺跡

- 1 所在地 大阪府豊中市北条町一丁目
- 2 調査期間 一九八九年(平一)一月～六月
- 3 発掘機関 豊中市教育委員会
- 4 調査担当者 森 幸三
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～室町時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(大阪西北部)

小曽根遺跡は豊中市の南部の天竺川・高川に挟まれた標高約四m前後の低地平野部に位置する。弥生時代から室町時代にかけての複合遺跡であり、また文治五年(一一八九)の「春日社領垂水西御牧板坂郷田島取帳」に当時の様子が記されている。

今回の調査は共同住宅建設に伴い実施された小曽根遺跡第一五次調査で、弥生時代中期の竪穴式住居・壺

棺墓、平安時代末から鎌倉時代前半の掘立柱建物・木棺墓・井戸、室町時代の溝等が多量の土器・石器・木器などの遺物を伴い、検出された。

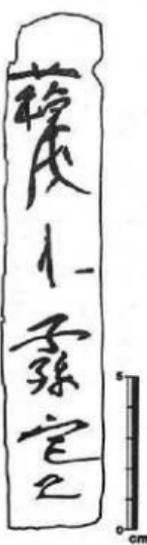
木簡は井戸より出土した。井戸は直径一・五m、深さ一mを測り、井筒として直径五〇cm、高さ三五cmの二段積の曲物が底に据えられていた。掘形の形熊から、井戸枠・井桁等が存在していた可能性も考えられる。木簡は曲物内埋土から一点、井戸を廃棄したと考えられる上部の埋土から二点出土した。木簡の他に「十」の墨書のある瓦器碗や甍片が出土しており、これらから一三世紀初頭頃には廃絶した井戸と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「蘇民将米子孫宅也」

170×25×3 228

出土した木簡は三点とも同文であり、蘇民将米の名を記した呪符木簡である。おそらく同一人の筆になるものと思われる。隣接地で



行われた小曾根遺跡第七次調査でも、「蘇民将米□□□□」の木簡が出土しており、この集落において「蘇民将米」に関する信仰が根強いものであったと考えられる。

9 関係文献

木簡学会『木簡研究』四号（一九八二年）

（森 幸三）

兵庫県教育委員会編

『山垣遺跡—兵庫県文化財調査報告書第七五冊—』

一九八三年に調査され、出土した木簡の内容から、丹波国水上郡春部里に関わる遺跡と推定されている山垣遺跡の正報告書。二点の木簡全点について、写真、実測図、釈文が掲載されている。

A4判、図版五九枚、本文八八頁、頒価一五〇〇円・送料

三一〇円、兵庫県教育委員会 一九九〇年三月刊行

申込先・兵庫県水上郡春日町黒井四九六の二

春日町歴史民俗資料館

TEL 〇七九五(七四)〇二二五

奈良国立文化財研究所編

『平城京 長屋王邸宅と木簡』

一九八六年から三年にわたって調査された平城京左京三条二坊及びその周辺の発掘調査概報。合せて一〇万点近くのものばかりと見られる「長屋王家木簡」と「一条大路木簡」等も収録され、遺構・遺物についての現段階での成果が報告されている。

B5判、カラー図版三二頁、本文一八八頁

定価二九〇〇円、吉川弘文館 一九九〇年二月刊行



(出石)

但馬国分寺跡の調査は、一九七三年に始まり、今回で一六次を数える。その結果、主要伽藍では、金堂と中門を回廊で結び、金堂の西に塔を配置していたことが判明した。また、寺院についても、西限が未確認で

兵庫・但馬国分寺跡

- 1 所在地 兵庫県城崎郡日高町国分寺
- 2 調査期間 一九八九年(平一)十一月～二月
- 3 発掘機関 日高町教育委員会
- 4 調査担当者 加賀見省一
- 5 遺跡の種類 寺院跡
- 6 遺跡の年代 奈良～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

但馬国分寺跡は、但馬国のほぼ中央部にあたる円山川中流城左岸の小丘状地上に位置する。標高は、塔跡西南隅の礎石上で二五・三

mを測る。

あるものの、東限、南限については確認でき、ほぼ寺域の規模を推定することができる。

今回の調査は、町道の拡張工事に伴う事前調査として行ったもので、金堂の北東に道路の拡張計画に合わせて二m幅のトレンチを三本設定した。このうち、一番北側のトレンチにおいて、横板組隅柱どめの井戸を検出した。井戸は四辺を方位に合せて造られており、規模は、内法一辺一七〇cmの正方形で、検出面から底部まで二七〇cmを測り、底面には礫を敷く。井戸枠の材は、土台と四隅の柱にヒノキ材を用い、側板にはスギ材を用いている。

井戸内の遺物は、大きく上層・中層・下層に分れて出土した。下層からは、土器(墨書土器を含む)、瓦の他、釣瓶や鍬、斎串、木簡等が出土した。下層の遺物は、出土土器の形式や、紀年木簡から八世紀後半のものと考えられる。中層では、多量の瓦片と斎串、鞆・燈・手綱・目・口を墨で描いた馬形、土器片が出土した。上層からは、井戸の検出面で、軒丸瓦と一〇世紀代の須恵器一点が出土した。これらのことから、この井戸が八世紀の後半までに寺域の伽藍に合せて造られ、九世紀から一〇世紀にかけての段階で廃棄され、埋められたものと思われる。

但馬国分寺跡では、今回の井戸を含め四箇所の井戸を検出して、いるが、今回のものは規模、構造的にも優れており、また金堂、講堂(推定)に隣接していること、墨書土器中に「大院」と記したものが

含まれること等から、国分寺内の重要な区画に付属した井戸であつたと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

- (1) ・「造寺料取納帳
 借用帳 (題紙軸)
 ・「宝龜三年四年
 (32) × 22 × 9 110

- (2) 供料六斗 「飛飛飛飛 司」合一石三斗八升五合
 「飛」雜料七斗八升五合「飛」月月月
 (36) × 22 × 9 110

- (3) □僧一人
 (2) × 13 × 9 110

- (4) 光 □
 (26) × (15) × 9 110

- (5) ・「国南園」
 ・「□元」
 42 × 19 × 9 110

- (6) 「□人□四 朝^(来)□四人□□四人出石五義父五」
 56 × 23 × 9 110

木簡の釈読にあたっては、奈良国立文化財研究所史料調査室の方の御教示を得た。

(加賀見省一)



第16次調査位置図



(出石)

関連の深い遺跡である。遺跡周辺は、円山川河口から

約五〇〇m隔っているが、その西側約二〇〇〇mを對象として全面調査を実施した。谷雨側の狹路遺跡とは

川の旧河道もしくはその支流の河道に相当するものと思われる。調査は一九八八年にも行われ、

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 6 遺跡の年代 八〜九世紀
- 5 遺跡の種類 祭祀遺跡
- 4 調査担当者 渡辺 昇・久保弘幸
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会
- 2 調査期間 一九九〇年(平二)一月〜三月
- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭字持綱

兵庫・砂入遺跡

すなわち

約二km上流になるが、標高六〜八mと低く、湿地化しており、調査の結果でも常に河川の氾濫にあっていたことが窺われる。今回の調査では、木簡は一点だけである。また未整理段階ではあるが墨書土器も一点しか出土していない。木簡が一点のみで視などの遺物も出土していないことは、遺跡の性格を示すものかと思われる。

今年度調査による遺構は、大別して二面あり、上層では自然流路横に祭祀に伴う道を作っている。幅三〜五mの粗雑敷きの道で、道の上に人形、畜串を埋納した土坑を有している。下層では自然の流路を使って祭祀を行っており、多量の人形、馬形、畜串をはじめ刀形・刀子形・鉤形・剣形・舟形などの祭祀遺物が約二万点以上出土している。木製遺物の多さに比べて木簡が少く、出土遺構が上層の道状遺構横の自然流路であることから、今回調査した遺構に伴うものではないかもしれない。

8 木簡の釈文・内容

(1) □右□整□

(117)×8×3 簡

上下ともに折れている断片である。文意も明確でなく、五文字の存在が明らかただけである。

(渡辺 昇)

兵庫・嶋遺跡



(石)

遺跡は、一九八八年以降調査が行われ、多量の人形・馬形・斎串などの祭祀遺物と六点の木簡を出土している。袴狭遺跡の下流に位置している。袴狭川と入佐川の合流点の西側で、さらに一五〇m余りで出石川に注ぎ込む地点である。遺跡周辺は、河口から約二km上流に位置しているにもかかわらず、標高六m前後と非常に低く、湿地化している。調査結果でも多量の土砂が

1 所在地 兵庫県出石郡出石町嶋字法安寺

2 調査期間 一九八九年(第一)二月

3 発掘機関 兵庫県教育委員会

4 調査担当者 渡辺 昇・久保弘幸

5 遺跡の種類 散布地

6 遺跡の年代 九～一六世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

流入しており、常に氾濫にあってきたようである。調査は、小野川放水路計画に伴う事業の確認調査として行われたものである。旧河道の一部を確認したものの、明確な遺構はなく、周辺の祭祀遺跡(砂入・袴狭・田多地・小谷)のように多量の遺物も出土していない。四世紀の古式土師器が大半で、斎串二点が出土している。木簡は祭祀遺物出土層より上から出土していることから、斎串の時期よりも下る可能性が高いと思われるが、断定できない。今後も調査が行われるので、その際に時代決定できることを期待したい。

8 木簡の积文・内容

(1) 「令給

(10) × 18 × 0.9

出土遺物が少く、木簡も一点で十分な検討を加えるまでには至っていない。周辺の袴狭遺跡、砂入遺跡などとの関連を考える必要があるかと思われる。本遺跡そのものに木簡に伴う遺構が存在する可能性は非常に薄いものと思われる。内容的にも祭祀色の弱いことから、流されたものと推定される。

(渡辺 昇)

愛知・清洲城下町遺跡^{キヨス}

- 1 所在地 愛知県西春日井郡清洲町
- 2 調査期間 一九八八年(昭和63)四月～一九九〇年三月
- 3 発掘機関 愛知県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 水谷朋和・梅本博志・小澤一弘・川井啓介・鈴木正貴・加藤とよ江
- 5 遺跡の種類 集落跡・城館跡
- 6 遺跡の年代 六～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(名古屋北部)

清洲城下町遺跡は、濃尾平野を南流する五条川の中流域に広がる自然堤防上に展開する。清須城は一五世紀末以降、尾張地方の政治的中心地の一つであり、織田信長・信雄・豊臣秀次などの有力者が入城している。遺跡は古墳時代後期から集落として存続し、清須城廃城後も清須宿の宿場町が営まれていた。

また、城下町の時期は三重の堀で町を囲む一六世紀後半を境に前期と後期に区分される。

清洲城下町遺跡の調査は一九八二年の名古屋環状二号线建設に伴う発掘調査から始まり、一九八八・九年度は五条川河川改修、及び県道新川清洲線拡幅に伴う発掘調査を実施した。調査の結果、古墳時代から江戸時代までの各時期の遺構・遺物が検出されたが、木簡類は、全部で四つの調査区のうち、清須城下町に関連する時期の遺構のみから出土した。

今回、木簡類が出土した遺構は、幅約四mの規模を持つ溝、及び性格不明の滞水状態を示す遺構である。幅四mの溝は有力家臣が居住した屋敷を囲むものと考えられ、幅一〇m以上の溝で区画された、一辺が一〇〇m以上の規模を持つ居館の南に展開する。城下町後期まで継続するものもあるが、いずれも城下町前期に設けられた溝である。以下にそれぞれの遺構の概要を説明する。

六三E区SD〇一(SD一三六) 城下町前期の最も古い段階に位置付けられるL字に屈曲する溝で、南東部に土樋を有する。この中に、土師器の皿が数百枚一括投棄されていた。ここから木簡(1)が出土した。

六三K区SD〇一(SD一一一) 前期から後期まで継続する溝で、前期では屋敷地を囲む溝、後期では地割を画して排水路として利用された溝である。人形の頭部や「正眼寺」などと刻書された硯が出

土している。ここから木簡(2)が出土した。

六三K区SD〇二(SD一一〇) 城下町前期の溝で、SD一一一と並行して走り、その間は道路を形成する。木簡(3)が出土した。八九F区SX〇一 城下町前期と考えられる窪地で、滞水状態を示す粘土が堆積していた。木簡(4)(5)が出土した。

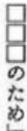
八九G区SK〇一 調査区が狭小であったため遺構の全容は不明であるが、滞水状況を示す灰色粘土が堆積し、溝か池があった可能性がある。上層には城下町後期の焼土・炭化物の堆積がみられる。遺構の位置はSD一三六で囲まれた屋敷地の南東に位置し、中堀に接する。この中から多量の木簡類が出土した。木簡(6)(7)はその一部である。

8 木簡の釈文・内容

(1)  (読み)

・  一

(2) 「御ちや三」

(3) 「南無妙法蓮華経  のため」

(4) ・  硯 

・  南无 ×

62×33×3 861

(27)×(18)×1 861

88×88×3 861

(33)×(2)×1 861

(5) 「是人心意」 徳力は× (25) × 5.5 × 2.88

(6) 「華光仏住世寿十二小劫其國人民衆壽命八小劫」
(34.0) × 7.7 × 1.38

(7) 「亦無擯出安住忍故智者如是善修其心 五之十×」
(24.5) × 3 × 2.8

(1)の裏面は「五」あるいは「九」と読めるが、表裏とも意味は不明である。(2)は他の板材と合わせて容器を作ったと考えられ、墨書はその内容物「お茶」を記したものかもしれない。(3)(4)は共に板塔婆である。(3)は墨書自体は残存しないが、墨書の痕跡から判読した。(4)は表面に五輪塔の大日真言に阿弥陀三尊の種子を加え、裏面にも三分の種子がある。(5)は『法華経』普賢菩薩勸發品第二十八の経文の一部を書写した木簡である。

八九G区SK〇一から出土した木簡類は全て木簡類である。頭部を非頭状にした薄板に『法華経』一部八巻を分割して書写したもので、二〇〇点以上が出土した。今回出土した木簡は出土状況から二〇枚を一束としていたと推定され、いずれも片面にのみ経文を記している。(6)(7)はその一例で、(6)は譬喻品第三の偈頌の一部である。また、(7)は安樂行品第十四の経文の一部で、下端部の余白には巻束番号と考えられる墨書がある。木簡の書写はその書体から一束単位で複数の手によって行われており、多人数によって一斉に写経が実施され、

一括して投げ入れられたものであろう。

なお、(1)・(3)の釈読については奈良国立文化財研究所磯村宏氏の御教示を得た。

9 関係文献

財愛知縣埋蔵文化財センター『年報 昭和63年度』(一九八九年)

同『年報 平成元年度』(一九九〇年)

同『清洲城下町遺跡』(一九九〇年)

同『埋蔵文化財 愛知21』(一九九〇年)

(鈴木正貴)



(近江八幡)

て、現況では北側の最も近い湖岸まで約3km、南側の三上山山麓を通過する東山道や野洲郡衙推定地(和田・小徳原遺跡)まで約4kmの地点に位置する。
木簡は第五次調査で九点、第七次調査で一点出土した。第五次調査は、一九八四・

滋賀・西河原森ノ内遺跡

（たしがわらもりうら）

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字西河原
- 2 調査期間 一九八九年(平一)四月～八月
- 3 発掘機関 中主町教育委員会
- 4 調査担当者 辻 広志
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代前期～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

西河原森ノ内遺跡は、琵琶湖が最も幅を狭める堅田―木浜間の東岸、旧野洲川北流右岸下流域の緩かに傾斜する沖積地の中央にあつ

八五年度に四点の木簡が出土した七世紀～九世紀の官衙状遺構群の南東部で実施し、第七次調査はその南東約三〇mの隣接地で実施した。このうち第七次調査の木簡(14号)は、平安時代前期の包含層より出土したもので、本来大型の木簡の一部分と思われるものであったが、極めて損傷がひどく判読はできなかった。このため、第五次調査の木簡及び遺構の概要を中心に報告することとする。

調査地を含む官衙状遺構群のかつての立地は、周辺の敷地形分類図によると、野洲川が作った北東方向の埋没微高地の西側先端部に近い所にあつて、西岸には同時期の木簡を出す光相寺遺跡とも繋がる埋没旧河道が接し、北側には大きく湾入する湖もしくは旧内湖と考えられる後背湿地が広がり、これが琵琶湖へも通していることから、遺跡は、入江状の「浦」に面した野洲川の一支流の河口部近くに所在した遺跡であつたと復元できようである。また、官衙状遺構群は、埋没微高地の高所ではなく、むしろ周辺の水田跡よりも低く増水の際には水没の危険性さえある埋没旧河道に近い低地に位置していることから、湖と河川による水上交通を強く意識した実務的な施設ではなかつたかと推測される。

調査は、官衙状遺構群(一町四方程度と推定)の南東部の一角にあたる九一八町を対象として行った。七世紀後半から一六世紀までの五遺構面があり、合計三〇〇二町に及ぶ。

第一遺構面は、中世～一六世紀の水田跡で、用水路と水田耕作に

関わる素掘溝が多数検出された。

第二遺構面は、八世紀後半～九世紀末の最も新しい官衙状遺構群で、掘立柱建物(一〇棟以上、掘立柱榭(籠)五条など)がある。このうち建物は、九世紀中頃までのものが、前代までの建物軸を踏襲し一定の企画性がみられるのに対し、これ以降のものは小規模で方位が東に振れるものが多く、同じ性格を保つものであるのかは少からず問題が残るものであった。また南北方向の榭(籠)二条は、官衙状遺構群の東を限る施設の一つと考えられた。

第三～五遺構面では、南北方向の溝の両側に土塁状の畦をもつ東限の溝跡を確認し、東側に水田跡を、西側に三面の官衙状遺構群を検出した。これらの遺構検出層や間層(包含層)には、数十^{cm}もの厚い靱殻(少量の稲葉と雑穀を含む)の堆積がみられ、木簡を始め多量の遺物が出土した。この靱殻層は、各遺構面共にほぼ同じ位置と規模を踏襲しており、一棟の吹き抜けの作業場的な掘立柱建物を中心に分布していることから、この建物において類稻を脱穀・脱粒した後、に積まれていた靱殻が、冠水のために全面に広がったものと思われる。各遺構面のおよその年代は、第三遺構面が八世紀初～八世紀中頃、第四遺構面が七世紀末～八世紀初、第五遺構面が七世紀後半～七世紀末で、各遺構面より三～五棟の掘立柱建物などを検出した。

なお、官衙状遺構群建設以前の土地利用は、東限の溝跡下より同一方向の用水路と畦がみられたり、第五遺構面下層の北側より水田耕

作を示す畝状の遺構が検出されるなど、周辺と同じように水田として利用されていたようである。未だ遺構群の中央部や旧河道の隣接地を調査してはいないため断言できないものの、この遺構群は、七世紀後半のある時期に水田域の一角をそのまま使用して突如建設をみたものと思われる。

遺物は、第三～五遺構面の靱殻層を中心に出土した。多量の土器と共に遺存状態の良い木製品がある。農具には、鋤の身・柄、鎌の柄、馬鍬の歯、横槌、唐臼の杵、整杵、木鏝、田下駄、身・柄、鎌の柄、馬鍬の歯、横槌、唐臼の杵、整杵、木鏝、田下駄、稲槌、蓆・依欄機部材、木針などが、紡織具には、糸巻、紡輪、織機部材が、馬具類には、鞍、密籠、縦櫛が、漁撈具には、櫂、浮子、土鏝が、武器には、鉄鏃が、服飾具には、横櫛、下駄が、食器・容器類には、土器の他に木製の皿、盆、鉢、碗、長方形槽、円形曲物、楕円形曲物、曲物杓、蓋板などが、食事具には、杓子、箸が、祭祀具には、斎串、陽物形、刀子形などが、遊戯具には、琴、琴柱が、文房具には、刀子の柄、円面硯が、その他に火鑽板、燈台、各種の建築部材、鉄釘、鑿の羽口、鉄滓などがある。また、墨書土器は、第二～三遺構面包含層より「神」「神王」が、他に欠損によって意味不明なものなど、約三〇点が出土している。木簡は、第三遺構面包含層より(1)(2)が、第四遺構面包含層より(3)～(7)が、作業場的な建物の雨落溝(溝五三〇二)より(8)(9)が出土した。





(近江八幡)

木部遺跡は、琵琶湖の東南部、野洲川下流の沖積平野に立地している。遺跡の範囲は、東西二〇〇m、南北一km余りの微高地上にあり、標高八七m前後を測る。木部遺跡の調査は、県道野洲中主線の敷設に伴う事前調査として実施したものである。調査の結果、平安時代後期の遺構が延長約二〇〇mに亘って検出できた。遺構は、掘立柱建物、溝、井戸

滋賀・木部遺跡

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字木部
- 2 調査期間 一九八九年(平一)四月～七月
- 3 発掘機関 中主町教育委員会
- 4 調査担当者 徳綱克己
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～鎌倉時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

などである。

木簡が出土したのは、長さ四m、短径三m、深さ一・三mの楕円形をした素掘りの井戸からである。井戸内からの遺物は、黒色土器碗、土師器皿、灰釉陶器、緑釉陶器、土師等コンテナにして二箱分である。墨書土器二点は、黒色土器碗の底部に「虫生宅」とあり、木部遺跡の東側の地名「虫生」を記したものである。木簡の年代は、出土した土器類の型式から一一世紀後半のものと考えられる。

8 木簡の積文・内容

(1) 「固物」（思）

(3.0) × 0.8 × 0.05

木簡は、下端部を欠くが長大なもので、細板の頭部を圭頭状に作り、上寄りに墨書する。物忌札として使用された後、井戸内に投棄されたものと思われる。物忌札の例としては、『木簡研究』八号に平安京左京六条一坊八町の報告などがある。

(徳綱克己)



木簡上端部

滋賀・虫生遺跡



(近江八幡)

調査は、一九八七年より継続的に行っている。県道野洲中主線の敷設工事に伴うもので、微高地上を横断するかたちで実施した。調査の結果、弥生時代中期の方形周溝墓、古墳時代前期と奈良時代～平安時代の集落跡や旧河道、鎌倉時

- 1 所在地 滋賀県野洲郡中主町大字虫生
- 2 調査期間 一九八九年(平一)八月～十二月
- 3 発掘機関 中主町教育委員会
- 4 調査担当者 徳網克己・辻 広志
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 虫生遺跡は、琵琶湖の東岸、野洲川右岸下流域の沖積地にある、南北方向の微高地の北側に位置する。

代の水田跡や畠跡などを検出した。

木簡は、微高地上の最も高所にある集落跡から東へやや下った、水田跡であったことを示す土壌層下の浅い溝(幅二二〇㎝、深さ一五〇㎝)より発見された。この溝の中や付近からは、少量ではあるが奈良時代の須恵器瓦片や灰片が出土しており、この溝の南側にある現在の虫生集落の微高地上にこの時期の遺構の存在が予想される。また、この溝は道路幅の調査であるため正確ではないが、現況の糸屋型地割の方向にほぼ等しいものの、その位置が異なっており、木簡の年代と共に興味深い。

- 8 木簡の積文・内容

(1) 

・ 神龜六年正月卅日

(5.97) × 2.8 × 0.9

木簡は、長方形材の上端を欠く。墨書は、表裏に見られるが、裏面と考えられる「神龜六年」(七二九)は明瞭である。(辻 広志)



(1)は本来、木槌等の柄であったと推定され、断面が上端部で長方形となり、下端部に向うにしたがって円形となる。上端部には粗い削り込みが表裏両面より施され、先端に向って尖り、下端部はまるくおさまれている。両端部に少し残った痕跡が認められる。文字は三面に記されており、達筆である。裏面の文字は中央の二文字が表面と同方向である以外は、すべて下端部から上端部に向って記されている。この表面と同方向で記された二文字は異筆である。左側面に記された文字も裏面同様、下端部から上端部に向って記されている。内容としては同じ文字が連書されており、おそらく習書木簡と見られる。なお「得」「是」「衆」などの文字が目立つことから、習書の手本として伝典を用いたのではないかと考えられる。

もう一点は〇三三型式の木簡の形態を有する(〇三三×三三)。表裏両面に草書状の墨痕は認められるが、おそらく文字にはならない。用途は不明であるが、筆ならしに用いたものではないかと考えられる。

このような二点の木簡が出土した筑摩御遺跡ではあるが、今回の調査では縄文・弥生時代の遺構が検出されただけで、木簡の時期に相当する奈良時代の遺構は検出されなかった。このため遺跡の性格については言及できないが、出土した包含層が湖辺の植物腐蝕土であったことから、奈良時代頃は周辺が低湿地であり、木簡も流れて来たものと考えられる。

なお周辺に目を向けると、南方三〇〇mに位置する下定使遺跡^{ビシイ}では、奈良時代の掘立柱建物群が検出され、「飯」「六太口」「富」などの墨書土器や円面硯、木屐、下駄などの木製品が出土している。

また筑摩御遺跡の東に隣接する南華寺遺跡からは奈良時代の布目瓦や須恵器が出土している。さらに南西一畑の地点に位置する筑摩湖岸遺跡は、宮内省大膳職(後に内膳司(移管))に所属する筑摩御跡に比定されており、墨書土器、緑釉、風字硯や刀子、神功開宝などが出土している。この筑摩御跡については、平安時代に在地豪族の息長氏が御跡長となっていることが知られている。当時低湿地であった筑摩御遺跡周辺には、御跡に関連する施設や、そこに出土する官人・在地豪族の居宅などが点在していた可能性を含め、今後の検討に待たたい。

(中井 均)



(前橋)

園分境遺跡は、榛名山麓に源を発する牛池川と八幡川とにはさまれた標高約一三〇mの洪積台地(前橋台地)上に位置する。南側の牛池川部分には三段の段丘が存在し、上位面は集落として、中位面は広場的な機能をもつ空間として、下位面は洗い場として、それぞれの段丘面が利用されていたと考えられる。

群馬・国分境遺跡

- 1 所在地 群馬県群馬郡群馬町大字北原字園分境
- 2 調査期間 第三次調査 一九八三年(昭58) 二月～一九八四年三月
- 3 発掘機関 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 真下高幸・小野和之・谷藤保彦・山口逸弘
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代後期～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

る。さらに集落と洗い場との間には道が存在した痕跡が認められる。本遺跡の東には七世紀後半に建立され一世紀まで存続した山王庵寺があり、また本遺跡のある台地の北側には六世紀代の水田遺構と八世紀後半～一〇世紀前半の集落跡が検出された北原遺跡が存在している。

また八幡川をはさんだ北側部分には七世紀～一世紀の集落である下東西遺跡が、同じく川をはさんだ南側には上野園分境寺・尼寺、及び奈良・平安時代を主体とする大集落の園分境寺・尼寺中間地域遺跡が位置している。さらにそれらの南東方向には上野園分境跡が存在するが、その範囲は未確定である。

このように本遺跡に隣接する地域には、山王庵寺、推定国府関連遺跡群、園分二寺を含め、特記すべき遺跡が多数存在しており、この一帯が古代上野国の中心地域であったと考えられる。

本遺跡の調査は、関越自動車道(新潟線)建設に伴う事前調査であり、検出された遺構は、古墳時代から平安時代にかけての竪穴住居一六八軒、掘立柱建物五棟、井戸二基、溝二条、地下式土壇一基、土坑多数、旧河道一本等である。出土した遺物の大半は土師器・須恵器であるが、緑釉陶器、黒笹一四・九石二段階の灰釉陶器、黒陶土器、黒書土器、鉄器、櫛・曲物などの木製品、鍬や鋤などの木器など特記される資料も存在する。

木簡は、現在の牛池川に接する形で痕跡が認められる旧河道中か

ら一点出土した。この旧河道に接した形で洗い場が存在し、その周辺からは多数の土師器・須恵器とともに木器・木製品、それに自然木が出土している。この河道の存続時期は横名山二ツ岳火山灰H₁—F₁A（六世紀前半）降下以後から浅間山火山灰A₁—B（二世紀初頭）降下以前の約六〇〇年間であり、A₁—B降下時にはすでに河川としての機能が停止し、地形もほぼ平らな状態になっていたと考えられる。

8 木簡の釈文・内容

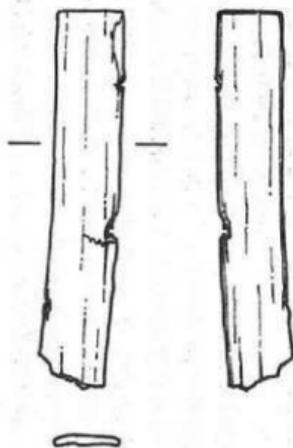
(1)



1.5cm × 0.5cm

上端部および両側面は原形を留めるが下端部は欠損している。現状で二行・六文字分の墨痕が確認できるが判読は不可能であり、木簡の性格・用途・機能などは明かにしたい。伴出遺物からみて七世紀後半〜八世紀前半頃のものと考えられる。

なお、本木簡は形状面において、①極めて入念に整形されていること、②両側面の加工が一定であり、かつ面取り加工が施されていること、断面が扁平な蒲鉾状を呈していること、③端部から約三・三cm（二寸一分）のところ切り込みが施されていること、などの特徴がみられることから定木と考えられる。それも切り込みの位置が端部から約一寸一分であるところからみて写経用の定木であろう。それ



を二次的に木簡に転用したものとみられる。類例には石川県金沢市所在の山岳寺院跡である三小牛ハバ遺跡から出土のものがある（『木簡研究』一一号）。本木簡を写経用定木と考えれば、本遺跡と、隣接する山王庵寺や上野園分二寺との関係が重要視されてくることになる。

本木簡については国立歴史民俗博物館平川南氏の御教示を得た。

9 関係文献

姉群馬県埋蔵文化財調査事業団『年報』三（一九八四年）

同『區分境遺跡』（一九九〇年）

（藤生敏隆・高島英次）



(若松)

調査は、河川改良工事に伴う発掘調査で、福島県か

福島・門田条里制跡

- 1 所在地 福島県会津若松市門田町
- 2 調査期間 一九八九年(平)六月～十二月
- 3 発掘機関 会津若松市教育委員会
- 4 調査担当者 平野幸伸
- 5 遺跡の種類 条里跡
- 6 遺跡の年代 弥生中期末～一〇世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

門田条里制跡は、会津若松市街地の南方約3kmに広がる約一三〇haの遺跡である。本遺跡は、会津盆地東南隅から北流する阿賀川の

東岸に位置し、遺跡東側の山地より流れ出る小河川が形成した沖積平地上に存在する。「門田」の名は、荘園名として「東相寺文書」中に見られるのが、その初

らの委託により、会津若松市教育委員会が、一九八八年度に試掘調査、翌一九八九年度に発掘調査を実施した。

調査地点は遺跡の東北隅で、南から北へ緩やかに傾斜しており、遺構・遺物の検出は低地である北側に集中する傾向が認められた。

条里遺構と断定できるものは検出できなかったが、それぞれが交差・接続する小溝をもつ二条の溝跡のほか、四五基の土坑と小土坑を検出した。

出土した遺物は、コンテナ四五箱分で、その内容は、縄文土器、弥生土器、土器器、須恵器、陶磁器、石器、木製品等であるが、量的に最も多いのは弥生土器である。また、石器も、この弥生土器に伴うと思われるが、総数九五点の内に三六点の打製石斧(石鏃)の製品・未成品が含まれていることも注目すべきものと思われる。

須恵器は八～一〇世紀に属するもので、点数は二四点と少ないものの、一、二点に墨書があり、そのうち四点には「壺」という文字が墨書されている。

今回の調査地点は低湿地にあるため、木簡をはじめ、人形、二種類の田下駄などの木製品が良好な保存状態で出土している。

これらの木製品のうち、木簡は、S D O二と呼んでいる溝から出土し、人形はS D O二とS D O二一と呼んでいる溝が交差する付近から、まとまった状態で出土している。また、二種類の田下駄のうちの「大足」とよばれるタイプのは、S D O三の堆積土中

から左右が重なった状態で、「なんば」とよばれるタイプのものは、SDO三に接続するSDO三―四とよばれる小溝から右足側が割れて裏返った状態で出土している。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□税長等依法□物填進了<

寛×

『有安』振大領□□『荅麻呂』振少領□□

(6.5) × (2.5) × (1.5) cm

本木簡は、厳密にはSDO二の地横土中からの出土ではないが、溝の掘り込み面を勘案し、SDO二に伴うものと判断している。

記載内容は、上下両端が欠損しているものの、右行に、税長等が法に依って□物を填進（「補填」）し終えたという記述の後に、数字文字分空白を置いて「寛」以下の文字を記載している。「寛」は年紀と考えられ、「寛平」（八八九〜八九八年）にあたると思われる。

左行は、「振大領」「振少領」の職名と、別筆で「有安」「荅麻呂」



木簡実測図

という署名がなされている。

木簡の性格を考えるうえで重要なのは、長さ不明であるが、幅七・五cm、厚さ一・二cmという非常に大型な木簡であり、裏面は調整が粗く、墨痕が全くないことである。

結局のところ、本木簡は、正倉に納められた官物の不足分を国司・郡司・税長などの役人が補填し、署名したうえで正倉に掲示した「倉札」ではないかと推測される。

今回の調査において、本遺跡は桑里遺構だけでなく、弥生時代中期以降の水田遺構が存在する可能性が大きくなった。また、木簡や墨書須恵器の出土から、官衛的性格の遺構の存在が推定されるが、会津郡衙の所在地は、本遺跡北方約九kmの河沼郡河東町郡山に比定されており、本遺跡付近には、郡内に分置された正倉等の遺構が存在するのではないかとと思われる。

なお、木簡の釈文・内容については、国立歴史民俗博物館の平川南氏の御教示を得た。

9 関係文献

会津若松史出版委員会『会津若松史 第八巻 史料編Ⅱ』（一九六七年）

会津若松市教育委員会『門田冬里制跡試掘調査報告書』（一九八九）

（平野幸伸）



(北 上)

胆沢城跡は、水沢市街地の北東約4km、北上川と胆沢川の合流地の南西岸に位置している。これまでの発掘調査により、方約六七五mの築地と内外溝により区画される外郭線、その中央南寄りに、方約九〇mの政庁跡が確認されている。

第五九次発掘調査は、獨立柱列が区画する政庁内西北隅地区を対象に実施した。既に、正殿、東脇殿、南門、

岩手・胆沢城跡

- 所在地 岩手県水沢市佐倉河字洪田ほか
- 調査期間 一九八九年(平一)六月～八月
- 発掘機関 水沢市教育委員会
- 調査担当者 佐久間 賢
- 遺跡の種類 城柵官衙跡
- 遺跡の年代 九一〇世紀
- 遺跡及び木簡出土遺構の概要

東門、北辺建物が検出され、全体で六期の遺構変遷が確認されている。今回政庁区画北西隅の確認と、正殿北西地区での建物跡の有無の確認を目的として調査が実施された。

調査の結果、北辺区画の獨立柱列(三期重畳)とその内外の溝、西北建物にあたる獨立柱建物三棟以上、その他土坑、小柱穴などが発見された。西北建物の最も古いSB二〇〇一は南北三柱間(約六m)、東西五柱間(約一五m)。二期目の建物SB二〇〇二は、梁行二柱間(約四m)、桁行二柱間(約四m)以上の南北棟で、東に一柱間(約二・四m)の附状施設が付く構造と解されるが、南端が調査区外にあり詳細を確定出来ない。三期目の建物SB二〇〇三は、東西三柱間(約六m)、南北二柱間以上の建物である。なお、建物SB二〇〇一と建物SB二〇〇二は、その変遷過程に土坑SK二〇〇八が存在している。また、建物SB二〇〇二と建物SB二〇〇三は重複する位置に柱列が存在するが、明確な前後関係を把握出来ない。

木簡は、北辺区画内溝から二点出土している。これらの木簡は、深さ〇・五m前後の溝底に近い層中で、木片や用途不明木製品とともに発見された。溝の状況は、上部堆積土に一〇世紀前半の中葉頃に降下したと考えられる灰白色火山灰が積もり、木簡投棄の下限が一〇世紀前半にあることを示す。また、木簡伴出遺物は、須恵系土器を主体に瓦を含むものであり、九世紀末を上限とする。したがって、この木簡の投棄年代は九世紀末から一〇世紀前半の中葉と判断

射手所請儀斗五升 右内神侍射手五嶋石詰の件

される。

木簡が投棄された時期の政庁および周辺官衙の状況は、政庁区画、主要殿舎が機能し、特に、昭和六一年度第五二次調査検出の府庁厨屋、昭和六三年度第五四次調査検出の中郭南門が存在している。

8 木簡の積文・内容

(1) 「射手所請儀斗五升 右内神侍射手^{〔巫〕}鯛万^{〔諸如件〕}百^{□□□□}□□□□

310×21×2 011

9 関係文献

水沢市教育委員会『胆沢城跡平成元年度発掘調査概報』(一九九〇年)

(佐久間 賢)

木簡研究 第九号

總頭言

田中 稔

一九八六年出土の木簡

概要 平城宮・京跡 興福寺旧境内 藤原京跡 和田廃寺
 橋寺 曲川遺跡 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 長
 岡京跡(4) 平安京右京三条二坊八町 平安京右京五条一坊三
 町 平安京右京三条二坊八町 平安京右京五条一坊六町 平
 安京右京八条二坊二町 平安京右京八条二坊十二町 伏見城
 跡 大板城跡 安堂遺跡 津田トッパナ遺跡 萱振A遺跡
 弥布ヶ森遺跡 但馬国府推定地 初田館跡 福田片岡遺跡
 清洲城下町遺跡(1) 清洲城下町遺跡(2) 居倉遺跡 土橋遺跡
 駿府城三の丸跡 東京大学構内遺跡 浜野川遺跡 神照寺坊
 遺跡 浄珠寺遺跡 光相寺遺跡 吉地薬師堂遺跡 胆沢城跡
 根城跡 生石2遺跡 新青渡遺跡 弘田棚跡 田名遺跡 曾
 万布遺跡 辻遺跡 富田川河床遺跡 草戸千軒町遺跡 周防
 国府跡 中島田遺跡 大宰府跡 井相田C遺跡 吉野ヶ里遺跡
 一九七七年以前出土の木簡(九)

平城宮跡(第三次補足調査)
 国語の表記史と森ノ内遺跡木簡 館岡耕二
 敦煌漢胡縣址出土簡書の復原 大庭 脩
 漆紙文書集成 佐藤宗諱・橋本義則
 正倉院木簡の用途——原秀三郎氏の所説に接して—— 東野治之
 岸俊男会長の思い出 平野邦雄
 堂報

頒価 三八〇〇円 平四〇〇円

川崎市市民ミュージアム展示図録

『木簡—古代からのメッセージ』

一九九〇年一〇月から一月にかけて開かれた「木簡」展の図録である。木簡の特別展は初めての試みで、全国から一五〇点をこえる木簡を集めて展示された。図録は展示品を中心とする写真図版と、平野邦雄・鬼頭清明・平川南・鈴木靖民・石井進の各氏による論考を取めた本文編よりなる。

B5判、二〇四頁、頒価一八〇〇円・送料三一〇円

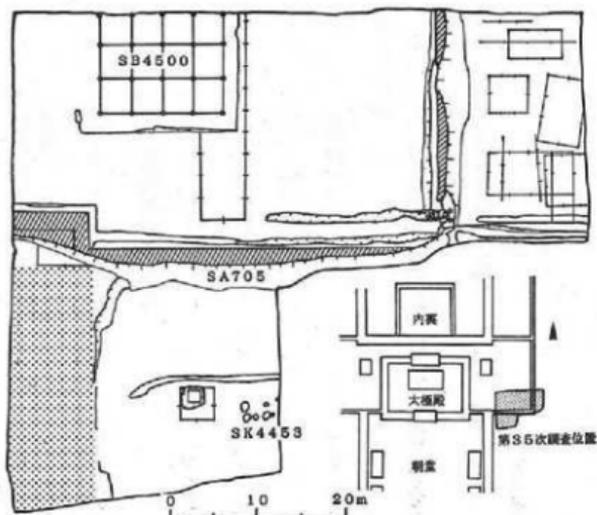
川崎市市民ミュージアム 一九九〇年一〇月刊行

申込先 同ミュージアム TEL 〇四四(七五四)四五〇〇

一九七七年以前出土の木簡(一一二)

奈良・平城宮跡(第三五次)

- 1 所在地 奈良市佐紀町
 - 2 調査期間 一九六八年(昭43)二月～一九六九年四月
 - 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
 - 4 調査担当者 代表 坪井清足
 - 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
 - 6 遺跡の年代 奈良時代?平安時代初期
 - 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
調査は、いわゆる「第二次朝堂院」の大極殿東外郭大垣の東南隅の部分で行った。検出した主な遺構は、南面築地と東面築地、および外郭大垣内側に礎石建ちの総柱建物S B四五〇〇、外側に獨立柱建物数棟と井戸などである。
- 南面築地は全長九・一m(三三〇cm)あり、その西端で大極殿回廊の東南隅に接続し、東面築地は全長九・八・四m(三三〇cm)で、北は内裏東外郭の築地に接続する。南面築地のはば中央には門があり、門



第35次調査遺構図

木簡学会会則

第一条 本会は木簡学会と称する。

第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。

第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用を資することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1 木簡に関する情報の蒐集および整理

2 研究集会の開催

3 会誌『木簡研究』その他の刊行

4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力

5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。

二 本会に入会しようとするものは、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。

三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。

四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、そ

の他の前条の事業に参加することができる。

五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。

第六条 本会は次の役員をおく。

1 会長一名

2 副会長二名

3 委員若干名

4 監事二名

第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし、再任はさまたげない。

二 委員は委員会を組織し、会則にもつぎ会務を処理する。会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐する。

四 監事は会計および会務の執行を監査する。

第八条 本会は毎年一回総会を開く。

第九条 本会の経費は会費および寄付金をもってあて、総会において会計報告を行うものとする。

第十条 この会則の変更は総会において議決するものとする。

第十一条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

彙報

第一回總會および研究集會

木簡学会第一回總會と研究集會は一九八九年二月二日、三日の両日にわたって、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、約一五〇名の参加者を受けて開催された。会場には平城京の二条大路木簡、滋賀県の西河原森ノ内遺跡出土木簡などが展示され、会員の関心をよんだ。

◇二月二日(土)(午後一時―五時)

第一一回總會(議長 鈴木靖氏)

最初に平野邦雄会長の挨拶があり、つづいて議長を選出して議事に入った。

会務・編集報告(鬼頭清明委員)

今年度の新入会者は二三名、退会者一名あり、会員数は二五七名となっていること、会員増によって今後の会の運営について再検討の時期にきていること、会誌一一号の編集経過、頒価を前号同様に(三八〇〇円)送料四〇〇円)決定したこと、編集業務の負担が大きいくそのあり方についても検討すべきであることなどが報告された。

会計報告(渡村宏委員)

一九八八年度の収支報告があり、ひきつづいて田中修監事から長山泰孝監事とともに監査を行い、会計の執行が適正に行われていることを確認した旨の報告があった。

一〇周年記念出版について(鬼頭清明委員)

記念出版の『日本古代木簡選』の編集経過説明と、それにともなう特別予算の執行状況についての報告があった。

木簡データベースについて(田中琢委員)

奈良国立文化財研究所で進めている同データベースの公開体制が整備されてきたので、利用方法を検討し会員からも意見を求めたい旨の説明があった。

以上の案件に関して、討論が行われ、議案は承認された。

研究集會(司会 和田萃氏)

木簡研究の歩みと課題

佐藤 信氏

西河原森ノ内遺跡の地理的・歴史的環境

辻 広志氏

西河原森ノ内遺跡出土の木簡について

山尾幸久氏

佐藤報告は、木簡研究史をたどりながら、合わせて木簡学会の一〇年を振り返り、さらに今後の研究課題を提示したもので、その内容は『日本古代木簡選』に掲載される。佐藤報告に関連して、平川南・倉住靖彦・東野治之・今泉隆雄の各氏よりコメントがなされた。辻報告は、一九八五年以来七世紀末から八世紀初の木簡が出土し

て注目を集めている西河原森ノ内遺跡について、発掘の概要と遺跡立地の環境についてスライド等を使いながら説明があった。

（辻報告にひきつづいて、同遺跡出土の木簡について山尾報告が行われた。その内容は本誌に掲載できた。

◇二月三日（日）（午前九時—午後三時）

研究会（司会 吉田孝氏・鬼頭清明氏・佐藤宗諱氏）

一九八九年出土木簡の概要

平城京東二坊二条大路出土木簡

長岡京左京一条三坊六町・十一町出土の木簡

森 公章氏 渡辺晃宏氏

百瀬正恒氏

百瀬報告は、一九八九年に全国で木簡が出土した三六の遺跡について、木簡出土遺構と木簡の概要を述べたもので、その多くは本誌に掲載できた。

渡辺報告は、長屋王宅推定地の北に接する二条大路と左京一条二坊五坪の発掘成果及び出土木簡の報告であり、いわゆる「二条大路木簡」の内容についての解説が中心となった。参加者の大きな関心

を呼び、特に左京二条二坊五坪の性格について議論が集中した。

百瀬報告は、一九八八年に発掘され四〇〇〇点近い木簡が出土した長岡京左京一条三坊六町・十一町の遺構と木簡の概要についての

もので、これも本誌に掲載したので参照されたい。

報告の後、渡辺報告に関連して平城京左京二条二坊三・四・五・

六坪にあたるいわゆる「東院南方遺跡」について、その遺跡保存に

万全を期すべき旨の要望書を、木簡学会から関係機関に提出したいという提案が会長から示され、議論が交わされた。おおむね原案が認められ、文案等の修正・提出などについて会長以下委員会に任

されて、閉会した。

委員会報告

◇一九八九年二月二日（土）

於奈良国立文化財研究所

総会に先立って、会務・編集の状況、総会・研究会の運営につ

いて検討が行われた。また、「東院南方遺跡」保存に関する委員会

提案についても話し合われた。

◇一九九〇年五月十八日（金）

於奈良国立文化財研究所

新入会員の承認、一九八九年度の会計報告、「木簡研究」第一二号

の編集計画、大会の日程等について話し合われた。新たに清水みき

・土橋誠・鷲森浩幸・鈴木景二の四氏が幹事を委嘱することとなっ

た。また、一〇月一月に川崎市市民ミュージアムで開催される

「木簡展」について、木簡学会が協力すること、あわせて期間中に

公開研究会を行うことが提案され、了承された。

◇一九九〇年一〇月二六日（金）

於奈良国立文化財研究所

新入会員の承認、一九九〇年度の会計中間報告、「木簡研究」第一

二号の編集状況、大会の日程等について検討され、川崎市市民ミ

ュジアムで行われた公開研究会の報告がなされた。

公開研究会

○一九九〇年一月一日（水）

於川崎市市民ミュージアム

木筒学会協力の「木筒展」にともない、川崎市市民ミュージアムと共催で公開研究会が「フォーラム古代東国と木筒」と題して開催された。当日は会員及び会員外の参加を得て約三〇〇名の参加者があった。基調報告は次の通りである。

相模の木筒

鈴木靖民氏

下野国府の木筒

加藤友康氏

行田市小敷田遺跡出土の木筒

宮瀬交二氏

宮都出土の安房の木筒

佐藤 信氏

上野国分寺の文字瓦

前沢和之氏

石岡市鹿の子C遺跡出土の漆紙文書

平川 南氏

多摩ニュータウン№一〇七遺跡について

竹花宏之氏

一九八九年度大会で決議され、文化庁長官・奈良県知事・奈良市長宛に出した要望書の全文を掲げておく。

平城京出土木筒の保存・公開

及び平城宮東院南方遺跡の保存についての要望書

平城京左京三条二坊の西北四坪については、百貨店建設の事前調査として一九八六年以来、今春まで発掘調査が実施され、大量の長

屋瓦関係の木筒が出土しました。その結果、同地が長屋王邸と推定

されたことは、すでに周知のとおりであります。また、その後の一連の調査結果では、長屋王邸の北方にあたる平城京二条大路の南辺と北辺で長大な土坑が発見され、そこから約五万点の木筒が出土しました。最近の奈良国立文化財研究所の発表では、木筒は、全体の四パーセント程度の解説結果だけでも、天皇に供する贄に関する荷札、聖武天皇の吉野行幸に関する木筒、皇后宮や、皇太后人宮子、さらには、当時の政界の中根にあった藤原麻呂（不比等の四男）にかかわる木筒など、天皇家、藤原氏に直接かわるものや、絵馬、中国風の建物の絵をかいた板など重要な史料であることが判明しました。

これらの木筒の内容は、従来の文献史料からは、まったく想像しえないような情報を多量に含むものであり、天平年間を中心とする奈良時代史全体についての再検討の必要を迫っております。

このようにみますと、先に出土した長屋王邸の木筒とならんで、これらの木筒の充分な保存措置と速やかな調査と公開を行いうる組織の整備拡充が望まれます。

それだけではなく、木筒が平城宮東院南方遺跡の南辺で、異常なほど大量に出土を見たことは、同遺跡の性格を究明する手がかりをあたえています。東院南方遺跡は、あたかも平城宮の東南の一面を占めるような位置にあって、その立地からみて平城宮と一体の施設

が営まれていた地域と推定されてきました。今回の多量な木簡の発見は、この推定を強く裏づけたものといえましょう。

木簡学会としては、南に接する長屋王邸跡が破壊されたことについて、痛恨の思いを抱いています。同遺跡が長屋王邸であることが判明した時には、すでに工事が進行しており、保存の手の打ちようがなかったことは悔やんでもあまりあるものがあります。その北に接する平城宮東院南方遺跡とその周辺については、大型の百貨店の進出にともなう現状の変貌はすでに現実のものとなりつつあり、緊急に保存措置が講ぜられるべき地域と考えます。

わたくしたちはこのように検討した結果、左記の一点を関係機関に要望します。

- 一、長屋王家木簡や、今回の二条大路出土木簡の保存、整理、公開の体制を充実させること
- 二、東院南方遺跡の万全の保存措置をはかること

一九八九年二月三日

木簡学会

PROCEEDINGS OF JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 12 1990

CONTENTS

Foreword.....	Migaku Tanaka.....	i
Wooden Documents Excavated in 1989.....		1
Outline		
Explanatory Notes		
Nara Capital Site, Nara Prefecture; Remains in Nara Capital Eastern 4th Ward on 2nd Street, Nara Prefecture; Yakushiji Temple Site, Nara Prefecture; Saidaiji Temple Site, Nara Prefecture; Fujiwara Palace Site, Nara Prefecture; Fujiwara Capital Site, Nara Prefecture; Yamadadera Temple Site, Nara Prefecture; Remains of Uenomiya, Nara Prefecture; Asuka Capital Site, Nara Prefecture; Nagaoka Capital Site (1), Kyōto Prefecture; Nagaoka Capital Site (2), Kyōto Prefecture; Nagaoka Capital Site (3), Kyōto Prefecture; Remains in Kyōto Capital Eastern 3rd Ward on 3rd Street, Kyōto Prefecture; Remains in Kyōto Capital Western Markets, Kyōto Prefecture; Remains in Kyōto Capital Western 1st Ward on 6th Street, Kyōto Prefecture; Remains in Kyōto Capital Western 2nd Ward on 7th Street, Kyōto Prefecture; Remains of Kutami, Kyōto Prefecture; Ōsaka Castle Site (1), Ōsaka Prefecture; Ōsaka Castle Site (2), Ōsaka Prefecture; Ōsaka Castle Site (3), Ōsaka Prefecture; Remains of Kamikiyotaki, Ōsaka Prefecture; Remains of Hikishō, Ōsaka Prefecture; Remains of Uemachi, Ōsaka Prefecture; Remains of Ozono, Ōsaka Prefecture; Remains of Morikitamachi, Hyōgo Prefecture; Remains of Tajima Kokubunji Temple, Hyōgo Prefecture; Remains of Sunairi, Hyōgo		

Prefecture; Remains of Shima, Hyōgo Prefecture; Remains of Yamakuni-Gengasaka, Hyōgo Prefecture; Remains of Kamitakino-Miyanomae, Hyōgo Prefecture; Kiyosu Castle Site, Aichi Prefecture; Remains of Kawai, Shizuoka Prefecture; Remains of Tama Newtown, Tōkyō Prefecture; Remains of Nishigawara-Morinouchi, Shiga Prefecture; Remains of Kibe, Shiga Prefecture; Remains of Mushū, Shiga Prefecture; Remains of Chikuma-Tsukuda, Shiga Prefecture; Remains of Kokubuzakai, Gunma Prefecture; Remains of Monden, Fukushima Prefecture; Isawajō Castle Site, Iwate Prefecture; Akitajō Castle Site, Akita Prefecture; Remains of Tuji, Toyama Prefecture; Remains of Teramae, Niigata Prefecture; Remains of Tenjinyama, Tottori Prefecture; Remains of Hyakkengawa-Haraojima, Okayama Prefecture; Remains of Kusadosengenchō, Hiroshima Prefecture; Remains of Suō-Kokufu, Yamaguchi Prefecture	
Wooden Documents Excavated before 1977 (12)	137
Nara Palace Site (35th Excavation)	
On the Wooden Documents Excavated in Remains of Morinouchi	
..... Yukihiisa Yamao.....	139
A Study of Ancient District Name through Wooden Documents and Wamyōsho (和名抄) —from the Standpoint of Japanese Language Science—	Rikio Kudo.....
A Study of Udoneri (内賣人)	Hiroaki Haruna.....
Bulletin	

Published by
JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

一九九〇年十一月二十日 印刷
一九九〇年十一月二十五日 発行

〒630 奈良市二条町二丁目九番一号
奈良国立文化財研究所

編集発行

木

榎村 宏 晃付
学会
簡 学 会
会長 平野邦雄

TEL (091) 341-3931
振替口座 京都 〇一五二七

京都市下京区油小路仏光寺上ル

印刷

眞 陽 社

TEL (091) 351-1603

ISSN 0912-2060

